

洞爺湖町議会令和5年12月会議

議事日程(第1号)

令和5年12月11日(月曜日)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 報告第4号 総務常任委員会所管事務調査報告について
日程第 5 報告第5号 経済常任委員会所管事務調査報告について
日程第 6 一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6まで議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	石川邦子君	2番	小林真奈美君
3番	千葉薫君	4番	五十嵐篤雄君
5番	今野幸子君	6番	室田崇行君
7番	大屋治君	8番	大久保富士子君
9番	越前谷邦夫君	10番	石川諭君
11番	板垣正人君	12番	大西智君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	下道英明君	副町長	八反田稔君
総務部長	高橋秀明君	経済部長	若木涉君
洞爺総合支所長	佐野大次君	経済部長次	原信也君

総務課長	末 永 弘 幸 君	企画財政課長	藤 岡 孝 弘 君
政策推進課長	野 呂 圭 一 君	住民税務課長	後 藤 和 郎 君
健康福祉課長	佐々木 勉 君	子育て支援課長	原 美 夏 君
介護高齢課長	高 橋 憲 史 君	観光振興課長	田 仁 孝 志 君
産業振興課長	仙 波 貴 樹 君	建設課長	篠 原 哲 也 君
上下水道課長	細 江 幸 恵 君	地域振興課長	兼 村 憲 三 君
農業振興課長	片 岸 昭 弘 君	洞爺湖温泉支所長	金 子 信 之 君
会計管理者	金 子 真 優 美 君	教育長	渋 川 賢 一 君
教育推進課長	高 橋 謙 介 君	社会教育課長	角 田 隆 志 君
代表監査委員	山 口 芳 行 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 久 志	書記	阿 部 はるか
庶務係	木 村 暁 美		

◎開議の宣告

- 議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、洞爺湖町議会令和5年12月会議を開会します。
現在の出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、4番、五十嵐議員、5番、今野議員を指名いたします。
-

◎諸般の報告について

- 議長（大西 智君） 日程第2、諸般の報告を行います。
諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。
ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。
千葉委員長。
- 議会運営委員会委員長（千葉 薫君） おはようございます。
それでは、議会運営委員会より調査報告書を朗読させていただきます。
所管事務調査報告書。
令和5年12月11日、洞爺湖町議会議長、大西智様。
議会運営委員会委員長、千葉薫。
本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。
記。
- 1、調査事項、洞爺湖町議会令和5年12月会議の運営について。
 - 2、調査日、令和5年12月4日月曜日。
 - 3、出席委員、私のほかに小林副委員長、五十嵐委員、大久保委員、越前谷委員。
 - 4、委員外としまして、大西議長、板垣副議長に出席をいただいております。
 - 5、説明員、町側より八反田副町長においでいただき、概要の説明をいただきました。
 - 6、結果、洞爺湖町議会の会期等に関する条例第2条第1項に基づく洞爺湖町議会令和5年12月会議について、本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。
- 会議期間について、12月11日から12月14日まで。
審議日程、裏面のとおり、本会議でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、次のことを決定いたしました。議場内では、議員、職員の全員がマスクを着用することとするが、アクリル板を設置している場所においては任意とする。また、入室前には手の消毒を行うこととする。

傍聴者についても、入室前に手の消毒を行っていただくとともに、マスクを着用していただくこととする。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

本会議の会議期間については、本日から14日までといたしますので、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

下道町長。

○町長（下道英明君） 洞爺湖町議会令和5年12月会議、町長行政報告を行います。読み上げて報告いたします。

1 ページをご参照いただきたいと思います。

1、寄附について。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

（1）金員の寄附（ふるさと納税寄附金として）、個人（匿名を含む）2,404件（累計5,338件）でございます。総額6,962万8,800円（累計1億4,098万9,800円）でございます。

（2）金員の寄附（企業版ふるさと納税寄附金として）、札幌市北区北15条西4丁目2番16号、株式会社アットシステム、常務取締役、鈴木智也氏、金額100万円でございます。

2、第45回東京あぶた・とうや湖会総会への参加について。

関東圏に居住する洞爺湖町出身者やその家族及び縁故者で組織する東京あぶた・とうや湖会の第45回総会が11月18日に東京都内で開催され、大西議長、洞爺湖町商工会会長とともに参加いたしました。

4年ぶりの開催となった総会と懇親会には、総勢42名の方々が出席し、洞爺湖町の近況をご報告するとともに、洞爺湖町の特産品について紹介したところ、故郷の思い出話に花が咲き、盛会のうちに幕を閉じました。

会員の皆様は各界において活躍されており、今後も親睦を深めてまいりたいと考えております。

3、タクシー事業者の事業継承について。

町内唯一のタクシー運行事業者である札幌交通株式会社が令和6年1月15日に撤退し、1

月16日より明星自動車株式会社が事業を継承し、タクシー運行を継続する運びとなりました。タクシーは、町民の皆様の生活を支える重要な公共交通機関の一つであることから、今後も交通事業者との協力体制の構築、連携に努めてまいります。

4、課税限度額改正に係る国民健康保険運営協議会答申について。

本年10月に諮問しておりました国民健康保険税課税限度額の改正につきまして、洞爺湖町国民健康保険運営協議会から11月20日に答申をいただきました。

答申は、一般会計から多額の基準外繰入れを受け、国民健康保険財政を運営している現状や平成30年4月から始まった国保の都道府県化において、市町村が北海道に納付する国保事業費納付金が法定限度額を基準に積算されることなど、課税限度額引上げの有無に係る影響を審議した結果、町からの諮問に沿った内容の答申となっております。

内容といたしましては、後期高齢者支援金等分を令和5年度の国の基準である法定限度額に令和6年度から引き上げるものであります。

なお、本議会に洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正案を提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

5、青森県観光誘客トッププロモーションの実施について。

11月27日及び28日に胆振総合振興局長、室蘭市長、登別市長、壮瞥町長とともに青森県を訪問し、弘前市内及び青森市内において、旅行会社や学校、行政機関、マスコミ等の関係者をお招きして、教育旅行誘致のためのプレゼンテーションや青森県観光国際交流機構へ訪問し意見交換を行うなど、西胆振への観光誘致に向けたトップセールスを実施してまいりました。

6、日本ジオパーク全国大会への参加について。

10月27日から29日にかけての3日間、「第13回日本ジオパーク全国大会 in 関東」が千葉県銚子市及び埼玉県秩父市において開催されました。

洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会会長の洞爺湖町長をはじめ、事務局長のほか、構成市町から2名の住民が参加いたしました。

大会では、講演、分科会を通じ、全国のジオパーク地域における多様な活動を学び、新たなネットワークづくりが図られるなど、ジオパークの発展につなげることができました。

7、令和6年度縄文シティサミットの洞爺湖開催について。

10月15日に宮城県東松島市で開催された縄文都市連絡協議会総会にて、令和6年度縄文シティサミット開催地が洞爺湖町に決定いたしました。

縄文都市連絡協議会は、縄文の心や文化観を共有し、まちづくりに活用するための方策を探ることを目的に設立され、現在、縄文遺跡を有する全国19市町で構成されています。当町は平成20年に加盟し、縄文シティサミットの洞爺湖での開催は、平成21年以来、15年ぶりとなります。

令和6年度は、史跡入江・高砂貝塚の整備完了から3年を経て、さらに広域交流を深めていく必要がある中、コロナ禍で途絶えた縄文遺跡を通じたつながりをどのように未来につな

げていくかをテーマとしたサミットを開催したいと考えております。

今後、縄文シティサミットの開催については、関係各課と連携し、町民の皆様と一体となって成功させていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

8、各種事務事業の取組状況について。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） それでは、令和5年12月会議における教育委員会の行政報告を申し上げます。

表紙を1枚おめくりください。

一つ目は寄附についてでございます。

このたび、次の方より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。物品の寄附、札幌市西区八軒4条東4丁目3-1-805、大坂一彦氏、碁盤1台（虻田郷土資料館へ）。

二つ目でございます。小中一貫教育の導入に向けた教育講演会の開催についてでございます。

去る11月12日（日）及び26日（日）に教育委員会主催による小中一貫教育の導入に向けた教育講演会を洞爺湖文化センターで開催しました。

12日の講演会の講師は、比布町教育委員会の教育指導主事兼生涯学習アドバイザー、森野憲仁氏を招き、「小中連携・9年間の学びを見通すための工夫～子どもが育つ・地域が活きる～」をテーマに講演いただき、小中一貫教育の教育課程の特例で、中学校で習う学習の一部前倒しや5年生からの教科担任制の導入など、9年間を見据えたきめ細やかな学びができること、異学年交流の幅が広がるなどの特色を紹介いただきました。

26日の講演会の講師は、七飯町立大沼岳陽学校（義務教育学校）校長、大橋宏朗氏を招き、「9年間を通じた「義務教育学校」～大沼岳陽学校の事例から～」をテーマに講演いただき、職員室での小中の教員が一緒にいることによる教員文化の融合や小学校の卒業式の経験ができないことなど、大沼岳陽学校の特色と強みや弱みを個々具体的に紹介していただきました。

2回の講演会を通じて、約100名の参加があり、参加者は講師の話に真剣に聞き入り、小中一貫教育への理解を深める機会となりました。

なお、2回の講演会の動画配信を12月31日（日）まで行っており、町ホームページのほか、小中学校保護者や保育所、幼稚園保護者へも周知を行うとともに、併せて小中一貫教育の導入に関するアンケートも、インターネットで回答できるよう周知しております。

教育委員会としましては、今年末締切りとしておりますアンケート調査の集計結果なども参考として、今後、小中一貫教育の取組を進めてまいります。

三つ目は、部活動の在り方についての講演会開催についてでございます。

去る11月20日（月）、洞爺湖町役場防災研修ホールと11月29日（水）、洞爺総合センター集会室を会場に、洞爺湖町立中学校の今後の部活動の在り方について、講演会を開催いたしました。

この講演会は、北海道教育庁の「令和5年度部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣支援事業」を活用し、講師には、公益財団法人北海道スポーツ協会クラブアドバイザーの熊耳雅美氏を招き、「部活動から新たな地域クラブ活動へ」をテーマに、今後の部活動の地域移行や先行事例について講演をいただき、2回の講演会を通じて、約30名の参加がありました。

今後につきましては、保護者や教職員、地域などと意見交換を行い、協議会を立ち上げ、子どもたちが文化・スポーツを楽しめる持続可能な地域クラブ活動の運営に向け、取り組んでいくこととしております。

四つ目は、各種事務事業の取組状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読については、省略させていただきます。

○議長（大西 智君） 以上で行政報告を終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第4、報告第4号総務常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員会から報告の申出があります。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

総務常任委員長の発言を許します。

五十嵐委員長。

○総務常任委員会委員長（五十嵐篤雄君） 読み上げて、報告とさせていただきます。

報告第4号所管事務調査報告書。

令和5年12月11日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

総務常任委員会委員長、五十嵐篤雄。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査。

- 1、調査事項、小学校・中学校の現況について。
- 2、調査日、令和5年11月15日（水）・16日（木）、17日（金）。
- 3、出席委員、私、室田副委員長、小林委員、大久保委員、越前谷委員。
- 4、説明員等、教育委員会、渋川教育長、教育推進課、高橋課長、虻田小学校、横山校長・荒木教頭、虻田中学校、鈴木校長・山本教頭、洞爺湖温泉小学校、柴田校長・市嶋教頭、とうや小学校、山下校長・田中教頭、洞爺中学校、西村校長・古沢教頭。

5、調査結果。

町内の小・中学校の現況などについて、訪問調査を行いました。

なお、各学校には事前に質問事項を提出し、当日、説明を受けました。

①不登校の状況は。（事案があれば、その原因と対策及び近年の状況）

生徒・児童数の多い学校において、不登校に該当する事案があり、学力不振、集団への不
適応など、様々な要因が混在している。

スクールカウンセラーの活用や特別教育支援員による支援や指導、教師及び保護者との連
携などにより改善に向けた取組を実施し、子どもたちが安心できる学校づくりに努めている。

②いじめの防止対策と現況は。（発生事案及び近年の状況）

各学校においては、児童・生徒へアンケート調査を実施し、嫌な思いをした事案について
もいじめと認知することとしている旨の回答があったが、重大となる案件はないとのこと
である。教師による面談や指導により早期の解消を図るとともに、児童・生徒自身がいじめを
防止するための活動なども行っている。

③今年の夏は猛暑でしたが、どのような対応をされましたか。また、今後に向けて要望し
たいことはありますか。

暑さ指数を基に、屋外活動や体育館での運動を控え、校舎内でも比較的涼しい教室で授
業を行うなどの取組を実施。また、授業中におけるこまめな水分補給を行うとともに、塩分
タブレットを常備するなどの対応を行った。

現在、各学校の保健室及び他教室1室へエアコンの設置がされたが、今後は全教室への設
置が望まれている。

④コロナやその他の感染症により、学級閉鎖等が行われましたか。また、それによる学習
への影響は。

2校程度で学級閉鎖はあったが、学習への影響はないとのことである。

⑤学校図書の整備状況と児童・生徒の利用状況は。

図書の管理は、各学校の教師が行っているが、専門的な知識も必要なことから苦慮されて
いる。また、蔵書もかなり古いものがあり、その整理も必要とされている。

各学校においては、児童・生徒の積極的な図書利用に向け、鋭意努力している。

⑥教職員の働き方がクローズアップされています。どのような問題があり、どのように解
決すべきと考えますか。

I C Tの活用、ペーパーレス化、メール配信システムなどにより長時間労働の解消に努め

ている。また、部活動に係る日程の見直しなども行っている。

各学校では、様々な課題がある中、教職員が一体となり、課題解決に向け、しっかり取り組んでいることの説明を受けました。

総務常任委員会からの意見として、不登校においては、特別支援学級における対応の強化や不登校生と個々への対偶の在り方なども今後検証する必要があると思われる。暑さ対策については、学校のみでの取組には限界があることから、全教室へのエアコンを設置し、子どもが快適に学習できる環境整備を進めることが重要と思われる。学校図書では、次年度に教科書が改訂になることから、参考図書の整備が不可欠である。教職員の働き方改革については、全て改善されているわけではない。各学校で解決に向け取り組んでいるが、教員不足も解決に至らない原因の一つと考えられる。また、洞爺湖温泉小学校においては、ポロモイスタジアムの利用者による車両の路上駐車などが散見され、危険な状態にあることから、解消に向け、早期に取り組んでいただきたい。さらに、学校のグラウンドにおいては、学校独自での整備に限界があることから、教育委員会における支援が必須となっている。

以上でございます。

- 議長（大西 智君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたいと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大西 智君） 以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

- 議長（大西 智君） 日程第5、報告第5号経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員会から報告の申出があります。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

経済常任委員長の発言を許します。

石川邦子委員長。

- 経済常任委員会委員長（石川邦子君） 読み上げまして、経済常任委員会所管事務調査の報告を行います。

報告第5号所管事務調査報告。

令和5年12月11日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

経済常任委員会委員長、石川邦子。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告いたします。

記。

所管事務調査その1。

調査事項、NPO法人洞爺まちづくり観光協会の現況と課題について。

調査日、令和5年10月24日（火）。

出席委員、私、大屋副委員長、千葉委員、今野委員。

説明員等、京谷会長、納谷副会長、西岡副会長、田所事務局長、星川事務局員。町より、佐野洞爺総合支所長、地域振興課、兼村課長。

調査結果。

NPO法人洞爺まちづくり観光協会の会員は、団体会員4名、個人会員78名の計82名となっている。現在、協会の事務局には町の地域おこし協力隊員が派遣されているところではあるが、職員の高齢化などにより人材不足が懸念される場所となっている。また、販売事業においては、インターネット配信を活用した集客を行うなどの取組により一定の効果を得ているが、新規参入した他の販売事業者との競合による影響が懸念されるなど、様々な課題も発生している。

協会が活動拠点としているとうや水の駅は、観光シーズンには多くの利用客があり、車両による来客が主となっているが、現駐車場においては大型バスを駐車するスペースがなく、団体客の誘致などに苦慮している。また、トイレや休憩設備なども不足しており、施設の利便性を高めることが求められている。

協会においては、洞爺地区の観光振興に係る様々な事業や、地域住民生活の一助となる事業に取り組んでおり、事業を推進していくため鋭意努力を続けていることから、町による積極的な支援助成を引き続き取り組んでいただきたい。

また、洞爺湖におけるカヌーやサップなどの非動力船の利用に対するルールが曖昧な状況となっており、利用者からの問合せなどに苦慮する場合があります、地元利用者への影響もある。洞爺湖は、地域の観光にとって重要な資源であり、今後も様々な事業を推進する中で利用者が安心・安全に利用できるように、一貫性のあるルールの早急な策定が求められている。

所管事務調査その2。

調査事項、JAとうや湖の現況と課題について。

調査日、令和5年10月24日（火）。

出席委員、私、大屋副委員長、千葉委員、今野委員。

説明員等、高井組合長、遠藤農業振興課長、坂爪農産青果第1課長兼クリーン農業振興課長、大沼青果第2課長、青山農産施設係長、小林畜産販売係長。町より、佐野洞爺総合支所長、農業振興課、片岸課長、村上課長補佐。

調査結果。

令和4年のJAとうや湖の全体販売高における洞爺湖町の販売高は、青果指導販売課で16億2,191万円、農産指導販売課で4億3,415万円、畜産指導販売課で3億7,255万円となっており、全体で24億2,861万円であった。令和5年1月現在の洞爺湖町における組合員数は116

戸となっている。

令和5年における農作物の生育及び収穫状況については、ジャガイモが品目によっては平年並み、根菜類は長芋を除きほとんどが高温の影響により不良となっている。水稻は平年並み、小麦は天候に恵まれ前年より良質となり、豆類は高温により収量が減少となった。畜産に関しては、牛肉の単価はインバウンドの減による消費の減少により下降、豚肉の価格は若干高値となっており、生乳生産量はコロナの影響による一部の加工製品のだぶつきなどにより減産、また、猛暑による乳牛の体調不良などが発生した。

全国の種芋の供給をほぼ北海道が担っているが、近年の気候変動などの影響により供給不足に陥ることが懸念されている。管内においても、必要な数量の確保が難しくなっていることから、令和4年4月に「とうや湖農協種子馬鈴薯生産組合」を設立し、安定生産及び優良種の維持向上に努め、バレイショ生産における地域への安定に寄与するため活動している。令和5年度から国費を活用した事業を推進することとしているが、町の積極的な支援も必要となっている。

以上でございます。

- 議長（大西 智君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたいと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大西 智君） 以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

ここで、休憩といたします。再開を10時45分といたします。

（午前10時33分）

-
- 議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を進めます。

（午前10時45分）

◎一般質問について

- 議長（大西 智君） 日程第6、一般質問を行います。

本日は、7番、大屋議員から8番、大久保議員までの4名を予定しております。

初めに、7番、大屋議員の質問を許します。

7番、大屋議員。

- 7番（大屋 治君） 皆さんおはようございます。7番、大屋治でございます。よろしくお願いいたします。

国と洞爺湖町が一体となって人口減少、少子高齢化、地域活性化と地方創生に取り組むことは極めて重要なことであります。洞爺湖町は、他市町村に比べ高齢化率が40%超えと非常に高い状態にあります。また、独り暮らしの高齢者が年々増加傾向にあり、片や14歳以下の年少人口が年々減少する一方、高齢人口の割合が高くなってきております。

そういう中ですが、人口は総体的に見て減少傾向であります。洞爺湖町民人口の8,000人割れが目前であります。当たり前のことですが、人口が減ると多方面で弊害が生じます。

洞爺湖有珠山ジオパークや噴火湾の恵み、入江・高砂貝塚のユネスコ文化遺産など、自然豊かな洞爺湖町の資源をあらゆる分野で最大限活用し、登別洞爺広域観光圏の周辺観光地と連携した滞在型観光ルートの形成を今現在推進してきているところでございます。

2019年1月からの新型コロナウイルス感染症に対処し、いろいろ手を尽くして経済支援や観光振興を図ってきました。新型コロナウイルス感染症は厚労省により今年5月8日、2類からインフルエンザ並みの5類に引き下げられました。それ以降、洞爺湖温泉街に賑わいが戻ってきた感がありますが、地域資源を生かし、安心して住み続けられるまちづくりを願う私としましては、一つ目、コロナ禍後の観光業について、二番目、SDGsと我が町の取組について、三つ目、防災減災対策について、四つ目、農漁業についてということで、通告書に基づいて質問いたしますので、よろしく願い申し上げます。

その前に、質問事項の語句の訂正をお願いいたします。

4番目に農漁業についての質問項目の①番目に「道営事業」云々がございますが、それを「国営事業」に訂正をお願いいたします。

町が取り組んでいるイベント事業には、ボランティア支援者の高齢化など、懸念事項があるわけでありましたが、その件は時間の関係上、割愛します。洞爺湖温泉街がにぎにぎしくなってきた感がありますが、それは洞爺湖マラソンなどのイベント復活やトップセールスの効果によるところ大と認識しております。

そこで、1番目、コロナ禍後の観光業についてということでお尋ねいたします。

一つ目は、観光客の入込数、宿泊者数についてお伺いいたします。また、それらの今後の旅行支援等についてもお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 今年度に入りまして、観光客の動きが活発化してございます。特に議員がおっしゃられたとおり、5月8日、2類から5類へ移行された後は、多くのお客様に來訪していただいているところでございます。

令和5年度10月末現在では、宿泊客の延べ数が40万5,338人となっており、前年同期対比で143.4%となっております。これは、コロナの影響がなかった令和元年度の同期対比でも93.7%まで回復している状況でございます。

さらに、今年度に入り、インバウンドの回復も目立っており、10月末現在で15万2,160人の外国人観光客にお越しいただいております。コロナの影響がなかった令和元年度同期対比でも91.7%まで回復してございます。

旅行支援についてでございます。

北海道が実施します北海道ラブ割ですが、これは追加補正せずに、前回の執行残により10月20日より開始し、道内の宿泊単品旅行商品が10月29日で終了、貸切りバスを利用した道内の募集型企画旅行商品が12月14日までの対象期間となっております。

洞爺湖町独自の単独のキャンペーンとしましては、年明け2024年1月15日から2月25日までの期間でとうや湖割を実施することとしてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） ありがとうございます。

2番目に移らせていただきます。

たくさんのお入込みが今ありまして、95%以上、40万人の方々が宿泊されたということですが、それらに対する入湯税の実績、年度末の見込み額についてお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 後藤住民税務課長。

○住民税務課長（後藤和郎君） 入湯税の実績及び見込み額でございます。

直近の実績で申し上げますと、令和5年10月末現在で、当初予算額の1億2,000万円を超えてございまして、年度見込みでは1億5,000万円を超える見込みとなっております。また、人数ベースで見ますと、新型コロナウイルス感染症が流行する以前の令和元年度の数値に近づくものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） ありがとうございます。

町民の心身の健康維持増進と福祉の向上を図るために、ホテル等の入浴助成事業を展開しています。事業遂行に懸念される事案もあると思いますが、貴重な財源を活用して実施しておりますので、そこで、③番目としまして、ホテル等の入浴助成実績と高齢者の入浴に対する週2回程度のバスの手配はということでお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋介護高齢課長。

○介護高齢課長（高橋憲史君） ただいまの入浴助成事業に関しまして、まず、一般入浴事業及び高齢者入浴助成事業に係りますそれぞれの利用実績についてでございますけれども、令和5年10月末現在での数値となりますが、一般入浴事業につきましては、大人が延べ4,705人、小学生が延べ744人、幼児が延べ170人で、全体では、延べ5,619人となっております。また、高齢者入浴助成事業につきましては、述べ1万6,133人となっているところでございます。

それから、二つ目の交通の困難な利用者のための送迎バスの運行の趣旨かと思えます。

こちらについてでございますけれども、町といたしましては、福祉政策の一環として現在70歳以上の高齢者の方を対象といたしまして、バスの利用に係る高齢者交通費助成事業におきまして、町内巡回バスや既存の路線バスの乗車料金の負担軽減を図りますとともに、地域公共交通の利用促進にもつなげているところでございます。こうしたことから、入浴施設送迎の専用のバスの運行等につきましては、現時点におきましては困難なものと考えていると

ころでございます。しかしながら、今後さらなる高齢化を迎える中で、地域の実情に応じた地域公共交通の在り方を踏まえまして、関係課と連携の上、協議していく必要があるものと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） ありがとうございます。

次に、今年10月から虻田地区コミュニティバスの運行ルートの見直しがなされ運行しております。高齢者が増化する中、移動手段を確保し、元気な高齢者が積極的に外出することは生きがいや健康増進はもちろん、地域経済に大きな影響を与えると考えます。少子化の進行が止まりません。当たり前ですが、スクールバスは中でも運行はされております。洞爺湖町の交通経費が令和4年度決算ベースで6,860万円になっています。これらの経費はまちづくりに避けて通れない課題です。

そこで、バス会社、タクシー会社等の乗り物提供者とは令和6年度からどのようなのか。また、午後7時以降の夜間タクシー等の年末年始の取組等の懸念事項がありましたら教えていただきたいということで、4番目、地域公共交通についてお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 令和5年3月に洞爺湖町の地域交通計画を策定しております。本年度より具体的な再編に向けて取組を進めているところでございます。計画については、議員各位にも配付させていただいているところです。

令和6年度、来年度以降の交通はどのように変わるかという点でございます。まず、大きく二つあると承知しておりまして、まず1点目、洞爺地区の現在のコミュニティバスが令和6年度10月以降は、洞爺のデマンドタクシーが予約型のタクシーで運行したいと考えております。それから2点目、大きい点は道南バス、現在、湖畔線、洞爺湖温泉から月浦経由で洞爺まで結んでいる線、7便ございますけれども、こちらが道南バスの赤字、運転手不足等によりまして廃止されることが決定されております。この代替えを町が今新しいタクシー事業者、行政報告でもさせていただきましたけれども、そちらの会社と、現在、10月以降の運行体制については協議、調整を進めているところでございます。

それから、2点目の夜7時以降のタクシーについてということでございますけれども、現在タクシー事業者は札幌交通が1月15日で撤退され、16日からは新しい明星自動車に参入していただくこととなっております。現在、新事業者とは夜間の営業について、こちらについても、今現在、協議をしているところでございます。

現在、壮瞥町の道南ハイヤーが朝7時30分から夜の12時から深夜の1時ぐらいまで、洞爺湖温泉のバスターミナルで1台常駐して、夜間営業も行っているところでございます。それから、本日付で、タクシー事業者の変更の件と、それから夜間営業は道南ハイヤーが営業しているということで、各戸配布で本日町民向けに周知もさせていただいております。

それから、今回12月会議の補正予算でも提案しておりますけれども、年末年始の忘年会・

新年会シーズンに向けて、15日から来年1月末の金・土・日の夜7時から深夜1時まで、町におきましてはタクシー2台体制を確保しまして、町民の皆様が安心して外出し、飲食していただく機会を持っていただくために、洞爺湖町商工会の補助金ですけれども、こちらのほうを12月の会議でも補正予算を提出させていただいているところです。

以上です。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、町内のタクシーの会社の撤退、後継事業者につきましては、担当課長のほうから答弁のとおりでございます。大屋議員のご指摘のとおり、地域公共交通について特段のご配慮いただきながら、議員各位からもいろいろなご指導をいただいたところでございますが、先ほど行政報告並びに新聞報道等でも周知をさせていただいたところがございます。

実は今年、札幌交通から洞爺営業所の撤退の方向性を内々で示され、水面下では撤退回避に向けて役場担当課、札幌交通と具体的な支援の可能性を含めて何度も調整をさせていただいたところがございます。残念ながら、札幌交通は、洞爺湖温泉という観光地においてタクシー事業の撤退は苦渋の決断でございましたが、洞爺湖町に恩返しをしたいとのことで、必至に後継会社を探していただきました。日頃の連携があったからこそ、後継会社探しに奔走していただいた札幌交通には議会の場をお借りしまして御礼申し上げ、議員各位にご報告するところがございます。

また、補足ではございますが、後継事業会社は、洞爺湖地域の観光のポテンシャルは高いと評価をしていただき、初の観光地進出とのことで、傘下にある会社2社のタクシー車内の電子パネルでも札幌市内において洞爺湖観光の宣伝をしたいと伺っているところがございます。

今後は、洞爺湖町地域公共交通の運行について、官民連携して洞爺湖観光の経済活性化のためにも、さらには地域交通政策について、運行だけでなく、伴走型で将来ビジョンについてもご意見をいただき、まちづくりを進めてまいりたいと存じます。議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） ありがとうございます。人口が減少する中、また高齢者が増える中で、懸念事項でしたけれども、そういった形で、今、町長からも話がありましたような形で取り進めようとしているということで、大変安心いたしました。

次に移りたいと思います。

今、耳にするもので、SDGsというのがあります。これは言わずと知れたことで、2015年9月に150か国を超える世界のリーダーが参加した国連持続可能な開発サミットで決められたもので、国際社会共通の目標であります。2030年までに達成しなければならない17の目標があります。それについては、今ここでは割愛しますが、今年1月にゼロカーボン

シティ宣言を当町は行いました。宣言から1年が到来する中で、町が脱炭素社会の実現に向けて対応を進めてきております。

そこで、2番目のSDGsと我が町の取組について伺っていききたいと思います。

11月28日、当町役場3階防災センターでゼロカーボンシティ実現に向けた住民学習会があり、勉強させていただきました。新聞等の報道では、千歳市のラピダスの半導体の企業誘致展開は18兆円の経済効果が期待でき、北海道でのGXは150兆円の経済が期待できると言われております。風力発電や太陽光発電によるクリーンエネルギーを確保することによって、後志地方や渡島地方、石狩湾で大規模建設計画が進められております。一方で、報道で取り上げられておりますが、様々な懸念すべき問題が発生しております。風力発電等の建設計画は近隣市町村で少しは進められておりますが、当町はどうなのでしょう。

ということで、1番目、当町のGXの取組についてお伺いいたします。GXは何かと聞きましたら、横文字で大変恐縮でございますが、グリーントランスフォーメーションとのことでございます。よろしくお願いたします。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございます。まず、風力発電などの建設計画は近隣市町村で進められていますが、当町はどうなのかというご質問でございます。

ゼロカーボンにつきましては、温室効果ガスの排出量から森林などの吸収量を差し引いて実質ゼロにすることでありまして、温室効果ガス、主に二酸化炭素でございますが、これを可能な限り削減していきながら、植栽などで二酸化炭素を吸収する量を増やしていくことを同時に進めなければなりません。

また、町では、これまで洞爺湖有珠山ジオパークや入江・高砂貝塚など、世界に誇れる優れた自然環境を有しており、これらの町の宝を次世代に引き継ぐことができるよう、自然環境及び環境の保全を進めるとともに、北海道洞爺湖サミット開催地といたしまして、環境問題へも配慮したまちづくりを進めてきました。

こうしたことから、当町といたしましては、森林を伐採するなどの環境破壊につながる方法での再生可能エネルギーの導入は考えてございません。

また、もう1点、当町のGXの取組についてというご質問でございます。

当町におけるGXの取組については、2050年のゼロカーボンの実現に向けて必要な取組であると認識しております。現在、再生可能エネルギー導入目標と地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を今年度と来年度の2か年で策定するための事務を進めているところでございます。

具体的な取組につきましては、関係機関や関係団体、公募委員による策定委員会の中で意見集約をすることにより決めていくこととなりますが、お金をかけなくてもすぐに各家庭でできる取組などを町民向けの学習会や広報で周知、啓発し、町民、事業者、行政が一体となって、可能な限り化石燃料の使用を減らして二酸化炭素排出量を削減していくことが大事であると考えているところであり、その後、ご質問にありましたGXに取り組みながら2050

年のゼロカーボンの実現を目指していきたいと考えているところです。

しかしながら、個人や事業者、行政の削減努力を行うにも限界がございまして、ゼロカーボンを達成するには、太陽光などの再生可能エネルギーの導入の可能性や活用についても検討していかなければなりません。大規模な再生可能エネルギーを導入する際には、地域と合意形成を図りながら2050年のゼロカーボンの実現を目指していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） ありがとうございます。

脱炭素社会に向けて、1月にゼロカーボンシティ宣言を発したわけですから、もう積極的に前に進めていただきたい。地域の皆さん方、また関係機関とも連携した中で取り進めていただきたいと思います。

そこで、入江にはメガソーラー発電がもう始まっております。住宅等の屋根に設置してのソーラーパネル発電は頻繁に見受けられます。事業者用ソーラーパネルによる発電や農地に営農型ソーラー発電なども予想されますが、ソーラーパネルには環境破壊のおそれがある有害な物質が含まれているものもあるとのことでございます。洞爺湖町のごみのガイドブックには明記されていません。

それで、処理区分や処理主体が明確でないので、2番目といたしまして、太陽光発電パネルを処分する場合の取扱いについてお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） ただいまの太陽光発電パネルを処分する場合の取扱いということでございます。

まず、太陽光パネルを処分する場合の取扱いにつきましては、通常撤去する場合、一般の方が取り扱うのは大変危険を伴うことから、電気工事士やメーカーなどの専門家の指示を受けることが望ましいとされておりますが、環境省より太陽光発電設備の所有者の方向けと解体撤去業者及び廃棄物処理業者向けのリーフレットによりまして、太陽光発電設備を処分する際の留意点が示されているところでございます。

また、環境省のほうでは、太陽光発電設備のリサイクルなどの推進に向けたガイドラインを公表しており、そこでは、使用済み太陽光発電設備の解体、撤去、リユース、収集、運搬、リサイクル、埋立て処分、被災した太陽光発電設備の取扱いがまとめられております。

一般で言うところの太陽光パネルでございますが、ガイドラインでは太陽光発電設備とされており、その解体、撤去に伴い、発生する使用済み太陽電池は一般的には産業廃棄物の品目である金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くず、廃プラスチック類の混合物として取り扱われるため、それらの許可品目を持ちます収集運搬業者や埋立て処分業者に委託しなければならないとされており、埋立て処分をする場合は、管理型最終処分場に埋め立てる必要があるとされておりますので、一般的には産業廃棄物扱いの取扱いというふう

なります。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） ありがとうございます。今本当に懸念しているのは、今は確かにできたばかりというか、始まったばかりですから、太陽光パネルがすぐ破損してしまって捨てるということはないかもしれませんが、やがてそれが経年劣化なんかしまして、大体30年くらいたったら駄目になってしまうということでございますので、その捉え方につきましては、今、次長のほうからお話がありましたように、産業廃棄物ですと言われたときに、我々はどうしたらいいのだということで、今お聞きさせていただきました。分別収集というか分別して廃棄しなければならない産廃ということでお聞きしましたので、今後ともしっかり関係省庁とも連携した中で、また業者と連携した中で、安全な処分をお願いしたいと思います。

ここで、唐突な質問ですが、環境破壊につながる有害物質を含んでいる身近なものに除草剤があります。農業者は、除草材等の農薬散布は使用基準を厳守して散布しています。今、何とかというモーター会社が立木まで枯らす除草剤を散布して問題になっています。

そこで、3番目ですが、公共の空き地や学校等グラウンドでの除草剤散布について伺います。それは何かと言いましたら、そういったところの散布が可能なのか否か、また散布する場合にはどうするかなどといったことについてお答えいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） まず、学校のほうのグラウンドの関係の散布のほうで答弁させていただきます。

児童生徒の安全を確保するとともに、学校運営の支障とならないよう、グラウンドを含めた敷地内の環境整備に努めるため、また防犯対策やごみの不法投棄の防止、さらには周辺環境へも配慮するため、除草剤を年に数回散布しております。散布に当たっては、周辺環境や子どもへの影響を十分考慮する必要がありますけれども、グラウンドに散布すること自体を禁止するルールはないと認識しております。散布する際の対応でございますけれども、学校によっては、住宅地の中に建設されている場所もあります。散布につきましては、使用量や範囲、時間帯や風向き、散布方法といったことを総合的に勘案しながら飛散防止に最大限配慮するよう指導してまいります。

以上です。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 公共の空き地というご質問でございますので、総務課のほうから答弁させていただきます。

総務課で管理してございます公共の土地の中で未利用となつてございます土地、空き地につきましては、毎年、手作業もしくは機械による除草作業を行つてございまして、除草剤を散布している場所はございません。

以上になります。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） ありがとうございます。明確な答弁をいただきまして、安堵いたしました。

次の質問事項に移っていきたいと思います。

有珠山は、20年または30年間隔で繰り返し噴火、災害が発生すると言われており、その防災・減災対策は今すっかり取り進められております。有珠山噴火や太平洋沿岸における大規模な地震による津波の発生が想定されているわけであります。2011年3月の東日本大震災や平成30年胆振東部地震に伴うブラックアウトなどの教訓を踏まえ、国では、2013年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が施行され、2014年6月には基本法に基づく国土強靱化基本計画が閣議決定されました。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝及び千島海溝周辺海溝型地震をはじめとする、津波、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、北海道強靱化計画を平成27年3月に策定するなど、今後の大規模災害などに備え、事前防災及び減災に係る施策を推進するための枠組みが順次整備されてきました。

有珠山周辺地域においても、東日本大震災や平成30年胆振東部地震に伴うブラックアウト等の教訓を踏まえ、有珠山周辺地域の伊達市、壮瞥町、豊浦町、洞爺湖町の1市3町で有珠山周辺強靱化計画を策定し、防災・減災の取組を強化してきたところです。

本地域における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、地域の強靱化を図ることは今後想定される大規模自然災害から地域住民の生命財産を守り、持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国、北海道の総力を結集し、これまでの取組を加速しなければなりません。こうした基本認識の下、北海道強靱化計画に調和した取組を進めるためにも、有珠山周辺地域強靱化計画を作成するとあります。

そこで、3番目でございますが、防災・減災対策について質問いたします。

一つ目としまして、日本海溝・千島海溝沿いを震源とする巨大地震の被害想定についていろいろ質問していきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問でございますけれども、日本海溝・千島海溝沿いを震源とする巨大地震の被害想定という内容でございますけれども、日本海溝・千島海溝沿いを震源とします地震が発生した場合の津波の想定につきましては、最大震度は5弱、最大の津波の高さは沿岸部で8.1メートルと予想されてございまして、到達予想時間は66分を想定してございます。

また、国の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会がございまして、これが示した考え方を基本としまして、北海道の浸水想定設置ワーキンググループが令和3年7月に発表した最大の津波高につきましては、洞爺湖町におきましては7.7メートルとされてござい

ます。

以上になります。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 担当課長のほうから高さが7.7メートルだということでも今お聞きしましたけれども、実際、これらの周知等につきましてはどのように図るのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問でございますけれども、日本海溝・千島海溝周辺で、直近で発生した巨大地震、議員もご承知かと思っておりますけれども、東日本大震災でございます。近年は、自然災害に加え、異常気象による災害が多い状況でございます。議員ご指摘のとおり、津波災害につきましては、想定される津波の大きさや浸水想定区域を示した津波ハザードマップを作成しまして各戸に配布するとともに、毎年、津波避難訓練を実施してございます。また、自治会などを対象とする防災講話、また学校などで行う防災教育においても、津波ハザードマップの説明を行いまして、また、住民の皆様に対しても啓発を行っているところでございます。今後におきましても、有珠山噴火災害と併せまして、さらなる啓発活動に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 了解いたしました。ですが、実際に今、震度は5だと。マグニチュード5ということだと思っておりますけれども、それでもって7.7メートルということでもございますが、近隣の市町村の室蘭市あたりは、もうちょっと危険度を高くして、電柱などにポスターを貼ったり、また避難する方向等を明示しておりますけれども、洞爺湖町はそういった取組は今後考えることができるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、先日の報道でもございました室蘭市のほうで、電柱の広告で周知しているということでございますけれども、当町におきましては、津波災害に備えるため、先ほども答弁してございますけれども、津波避難訓練を実施してございます。

津波による被害が想定される地域には、公共施設に海拔表示板を設置し、今後津波が発生した際に想定される水位のお知らせ、また、町民への津波ハザードマップの配布、さらには日本放送協会の協力の下、津波の発生により浸水が想定される公共施設、公共機関、合わせて9施設になりますけれども、津波の際に浸水する高さ、それから津波避難場所のポスターの掲示による啓発を行ってございます。

また、当町の地形につきましては、海岸線の平地が狭く、高い場所に避難する際、地形が分かりやすいと当方認識してございますことから、現段階におきましては、電柱広告による啓発につきましては考えてございません。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） ありがとうございます。

今、私の手元に資料がございますので、ちょっと紹介したいと思います。

これは日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定についてということで、令和4年に北海道が作られたものです。その中に、洞爺湖町における被害者数等について大まかな数字が書いてございます。それには、早期避難が低い場合にはこうですよということが書いてあるのですけれども、それらのことを認識しておりますでしょうか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、北海道から示されております津波による被害想定につきましては、避難者数は2,000人、それと人的被害につきましては、要救助者130名程度、建物の被害につきましては900棟ほどになります。

それと、インフラの関係になりますけれども、下水道施設、町道などの損壊、さらには1週間程度になりますけれども、停電が想定されるという内容になっていると認識してございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 了解しました。それなりの認識があるということで安堵いたしました。

今、有珠山の強靱化計画の中にもうたわれておりますけれども、洞爺湖町民は意識が低いということでございます。津波被害に対する意識が低い。私も洞爺湖町民であります。皆さんここにいらっしゃる方もみんな洞爺湖町民ですけれども、日本海溝・千島海溝による巨大地震による津波が迫ってきているという中で、町民の認識が低いということで今言われております。

それはどこに書いてあるかといいましたら、有珠山周辺強靱化計画の中にそのようにうたってございます。それを誰が作ったかといいましたら、先ほど言いましたように、伊達市、壮瞥町、豊浦町、洞爺湖町の1市3町でもってつくられた強靱化計画の中にそのようにうたわれておりますけれども、もうちょっと地域住民に対して津波がいつ来てもいいように、来たら困るのですけれども、発生したときには速やかな避難体制が構築できるように進めていただきたいと思っております。

確かに、ハザードマップ等の配布がありまして記載がありますけれども、それを見た関係自治会の方にお聞きしましたら、「この表を見ただけではどこに避難していいか分からないよね」というのがあります。ですから、先ほど言いましたように、もっともっと積極的に、津波が発生した場合にはこちらのほうに避難してください。また、7.7メートルということはマグニチュード5でのものですから、それが最大規模になったら、もっと被害面積なり被害者が増えるということでございます。

それで、今私の手元に来ているのでは、被害面積等についてはどの程度ということで掌握

しているでしょうか。ということは、一般的には線路から下の海側のほうですよということ
で言われていますけれども、その面積はどのくらいだと承知しておりますでしょうか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 重複するかもしれませんが、北海道が示している被害想定
につきましては、先ほど到達予想時間66分と説明させていただきました。浸水想定面積につ
きましては、おおむね1.1平方キロメートルという認識でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） おおむね私もそのように認識しております。

それでは、次に移りたいと思います。

津波危険区域の避難施設についてお伺いしたいと思います。

それはウトウラノであったり本町保育所の避難所であったり、それから災害時の避難要請
は自衛隊第7師団にもすると存じますが、良好な関係になっているのか。その2点について
お伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 1点目の件でございますけれども、保育所機能の、移転する場所
についてのご質問ということで捉えて答弁させていただきたいと思います。

現在の本町保育所の場所につきましては、津波危険区域内にございますことから、防災の
視点や様々な災害から子どもたちを守るため、有珠山火山防災マップに示されている山頂噴
火や山麓噴火の危険区域予想図の範囲外であること、津波ハザードマップに示されている浸
水想定区域図の範囲外であること、土砂災害ハザードマップに示されている土砂災害危険箇
所図の範囲外であることが必要なことから、老朽化の著しい入江保育所との統合による複合
施設として、みんなの森公園付近への移転を予定してございまして、子どもたちの安全を確
保する必要があると考えているところでございます。これがまず1点目の答弁になります。

2点目になりますけれども、第7師団との関係性の関係かと思っておりますけれども、これにつ
きましては日頃より第7師団とは連携を取ってございまして、先般実施の有珠山噴火総合防
災訓練の際には、本部運営訓練や炊き出し訓練に参加をいただいているところでござい
ます。また、自衛隊が実施する防災訓練にも担当者が参加しまして、自衛隊独自の災害対応訓練へ
の協力などを行いまして、相互連携により向上を図っているという状況になります。

以上になります。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） ありがとうございます。

それで今、本町保育所については、複合化計画を立てて移転を進めるということござい
ますが、先ほどから何回も同じような質問をさせていただきますけれども、津波災害の発生
割合というか、いつまでに迫っているのか。保育所の複合化施設ができるまで津波は待つて
くれるのかどうか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 答弁できますか。いつの時期なのかということの質問だったと思います。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 適切かどうか分かりませんが、今言われているのは、今までの経過の中で政府のほうからは、今後30年以内に起きる確率が4%から7%の間の中に入っているというふうには私ども認識しておりますので、いつ噴火するかというのは、議員も言われているとおり、当然把握はできませんけれども、そういう状況にあるので、先ほど議員からお話しいただいたとおり、本町保育所はそういうところにあるので、令和8年までに建設を終わらせて、令和9年から保育所移転していただくような形で早急に進めているということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） ありがとうございます。私も大体そのような形の回答をいただけるのではないかなという気がしておりましたけれども、ただ、今4%、7%ですか、30年以内にとのことですけれども、30年以内ということは明日も含まれますよね。30年ということはこれから、今2023年ですから、2053年までの間に発生する確率が非常に高くなっているということでございますけれども、私の手元に来ているのでは、もっと、そんな悠長なことを言っていられないよという情報が入ってきております。

それで、こういった避難施設については、避難施設ですね、私たちが避難する場所ではなくて、非避難施設については、今、町の空いている施設がたくさんあるわけですから、あちこちに。そういったところに早期に避難させるという考えはあるのかないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまの質問の件でございますけれども、避難所につきましては、一次避難所と二次避難所というのがございますけれども、こちらで想定してございますのは、まず一次避難所にまず集合していただいて二次避難所へ移転するという内容になってございますけれども、町内の施設が仮に老朽化によりその施設が、例えば廃止となった場合も含めてですけれども、まず最寄りの公園等々があった場合は、そこを一次避難場所としてこちらのほうで指定させていただいて、二次避難場所になりますけれども、こちらにおいては虻田小学校もしくは洞爺湖文化センターへ移動するという内容を想定してございます。

以上になります。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 私の質問の仕方が悪くて大変申し訳ありません。

私は何を質問したいかといいますと、先ほど副町長のほうから令和9年度から供用開始ができる施設を今進めているということでございますけれども、令和9年までに津波災害が待ってくれるのかどうか、その辺のことを踏まえた中で、もっと真剣に前向きに本町保育所

の移転について考えるべきではないかなということをお話ししたつもりだったのですけれども、それについての対策なり対処なり、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 改めて同じ答弁になるかもしれませんが、議員ご承知のとおり、今年度基本設計をやらせていただいて、来年予算が通れば実施設計をやりたいと思っております。それから建設としては令和7年、8年という予定をしておりますが、建設だけではなくて外構工事や造成工事、また発掘調査などもありますので、もっと前に前倒しできないのかというのは私どもも思っているところがございますけれども、いかんせんそういうような状況もあること、それから公共施設としていろいろなものがこれから必要になってくると思いますので、その中で実施設計の中でしっかりと皆さんの意見を聞いた上で事業を進めたいというところもありますので、早く進めたいのですけれども、そこは丁寧にしなければならない部分もあるので、そういうような工程になっていることをご理解いただきたいと思っております。

あともう一つは、建設業というのも結構今職人がいらっしやなくて、また来年からは完全に週休二日制のような話も聞いてございますので、工期も今までのような工期では済まないような状況になってございますので、それを加味すると、どうしてもそのような工程になるのかなというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 複合化施設につきましては、十分承知しているところでございます。

ただ、私が申し上げたいのは、何度も同じ質問いたしますけれども、津波災害は、先ほど副町長も話したように、30年以内には相当な高い確率で発生するというところでございますので、本町保育所の避難については速やかにどこかに移転しなければならないのではないかなというのが私の考えなのですけれども、それを押しつけるつもりはございません。洞爺湖町は複合化施設の実設計なり、それに向けて進めておりますが、それはそれで構わないのですが、取りあえず今ある施設にいる幼児たち、また保育所の先生方を先に避難させておいて、それからゆっくり複合化施設を考えるのであれば多少ずれても、園児のご父兄の方々やそういった方々の非難を受けることはないと思っておりますけれども、災害が発生してからでは遅いと思っております。僅か60分足らずで津波が覆ってしまうわけですから、60分の間に子どもたちなり先生なりに避難してと言っても、そんなに簡単にならないと思っておりますので、今からそういったものが発生しないように、発生した場合の対処をしっかりとやっていただきたいと思っております。

それに対する回答はいただけますでしょうか。なければ次に移ります。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議員心配していただき、本当にありがとうございます。

私どもも先ほどから申し上げているとおり、いつ来るか分からない津波に対しての子どもたちへの対応というのはしっかり取らなければならないのかなというふうに思っております。

先ほど避難訓練のお話がありましたけれども、本町保育所の子どもたちも自由通路、線路の上の橋を渡って避難していただくような訓練も今も取り組んでいるところでございますので、その期間はほかに新たに造るのではなくて、既存の施設を使うにしても子どもたちが使うとなるとどうしても小さな便器が必要だったり、いろいろな経費もかかりますし、できればその間だけでもしっかりと避難訓練をさせていただきながら、万全の体制とはなりませんけれども、そういう形で早急に進めさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 了解いたしました。この件につきましては、以上で終わります。

次、それで津波危険区域の避難施設についてお伺いいたします。

町はいろいろな、学校はもちろんですけれども、各集会所といったものについての避難施設を用意しているわけですが、それは有珠山噴火ばかりではなく、津波災害にも適応できる施設になっているということは承知しておりますが、道路や何かについても同じように公共施設ということで考えておりますので、それらの整備、強化を図られているのかどうかということで、避難先施設となっている公共施設についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 避難道路の整備の強化を図られているかという趣旨のご質問かと思えますけれども、2000年の有珠山噴火災害以降、国道230号線の切替え、それから道道洞爺虻田線の拡幅整備、また道央自動車道の虻田洞爺湖インターチェンジも危険区域から移設してございます。また、避難道路としての位置づけとは異なりますけれども、洞爺湖温泉の中央通の整備も完了しまして、道路の整備の確保は図られているものと当方は認識をしております。

以上になります。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 今の答弁につきましては、コメントしません。

ただ、避難施設となっている集会所と決まっているのだけれども、100%償却が終わっているのに解体するとか、しないよというような方向づけがされている施設もありますので、それらの施設については代替え施設だとか機能を変えて別なところに移すとかという形で取り進めているのでしょうか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、一次避難所となっている場所がございませぬけれども、仮にそちらの施設が廃止となった場合、想定している避難者数を考慮しまして、他の避難所を指定するという想定を想定してございます。

なお、その際につきましては、避難所となつてございます施設の廃止が決定された段階におきまして、順次変更をお知らせしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） ありがとうございます。今、私がこういった有珠山噴火、それから津波災害という中で一番危惧しているところは、複合災害であります。今日はたまたま天気がいいです。日中です。ところが、夜間、暴風雪で230号線が通行止めになりました。そんなときに緊急に避難しなければならない、また避難してもらわなければならないときの対処方法として、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

その前に、壮瞥町では、何年か前に有珠山噴火の避難道路ということで、滝之町から果樹園に向かってトンネルを掘ってございます。そういった先々の対策を講じていますが、洞爺湖町はまだそこまでいっていないような気がします。だから防災だとか減災という言葉はありますけれども、実際、有珠山は二、三十年置きに噴火する、津波もいつ来るか分からない状態の中で、そういった複合災害のときに道路等がしっかりしていなければ困るのかなど。

今、地域公共交通の中にもうたわれていきますし、有珠山周辺強靱化計画の中にもうたわれておりますが、洞爺からそちらに避難することはないと言うかもしれませんが、実際230号線を通って大原なり香川なりに避難しなければならない事態が想定されます。そのとき230号線が吹雪で車が走れないといったときの対処のために、今までは洞爺地区と月浦を経由しての湖畔道路ですか、それについての整備の考えはあるのかないのか。

また、それは道道ですから、洞爺湖町という形で独自ではできないかもしれませんが、昨年9月12日、洞爺湖町議会は、名前を出して大変失礼なのですが、大西議長が北海道へ国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を提出してございます。我々議員は皆それに対して、一部反対した方もおりましたけれども、高規格道路ということで申請しております。

その8番目にこういったことが書いてございます。時間がありますので、最初から読ませていただきますが、「北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料提供を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。よって、国においては、次の事項について」ということで、次の事項の中の8番目にこのように書いてございます。

「日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実を図ること」ということで、昨年9月12日に議会でもって大西議長が代表して意見書を提出してございます。

そういう中にもありますように、避難する道路というのは、例えば自衛隊に、先ほど第7師団にお願いしましたと。避難支援に来てくれるのだけれども、実際は来たいと思っているのだけれども、230号線なり、また453号の千歳のほうが、去年も崩落がありましたけれども、そういった複合災害でもって発生したときに、どうするのかということを念頭に置きながら避難防災対策等を考えていただきたいと思います。

質問はどうでしょうかね。先ほど自衛隊の第7師団とは良好な関係を築いているということで、災害が発生したときには円滑な支援が行われるものだと私は存じておりますけれども、特に心配なのは、短時間で、有珠山噴火となりましたら1977年のときは、私も存じていますけれども、2000年のときは何日か前から予兆があつて関係市町村、要するに有珠山周辺の関係市町村は……。

○議長（大西 智君） 大屋議員、津波ではなく、有珠山噴火の関係ですかね。

○7番（大屋 治君） 災害という中で、たまたま今、議長から時間が、言葉が制約されていることのお話があつたのですけれども……。

○議長（大西 智君） それともう1点なのですけれども、先ほどの意見書なのですけれども、これは議会として国のほうに提出している部分であつて、町のほうに提出という形ではない。

○7番（大屋 治君） ことではありません。

そうやってね、明らかにそういった千島海溝型の地震に備えて避難施設だとか、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について配慮願いたいという内容の趣旨の意見書を提出してございます。だから、単に私が言っているのではなくて、津波がいつ来ても不思議でない状況に今なりつつあるということの一つとして今お話をさせていただきました。

北海道でもこれを認識しております。北海道の、先ほど言いました日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定についてということで、令和4年4月に想定区域だとか面積だとか、被害者等の数字についての大まかな数字が出ております。それが発生したときの道の対応としまして、北海道太平洋側の39市町村に全部データを出しております。

そういう中で、今何回も同じことを質問していますけれども、今、議長のほうから止められましたけれども、津波対策なのか、災害対策なのかと。私は、災害対策全般の中で複合災害が発生したときに対処すべき道路がちゃんとしているのかということを知りたかったのです。それでお尋ねしたかったわけなのですけれども。

それで洞爺地区から月浦を經由して温泉のほうに、また虻田本町地区に入る道路についてはカーブが多くて狭隘であると。虻田本町に入ったらどうなっているのかといたら、道路が狭隘でカーブが多いと。全く同じような状況だと。それが全然改善されていないのではないかと指摘があるわけですよ。それに対する対応を今後していかなければならないと思います。大変なときでありますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それについての回答については、もしあるのであればお願ひしたいと思います。

○議長（大西 智君） 有珠山噴火の災害に対する道路の関連についてなので、答弁できますか。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 全般的に避難災害が起きたときに、避難道路をしっかりと造って構築してはどうかというようなことにも聞こえております。

私ども、道路につきましては、いろいろな関係で防災・減災対策として取り組ませていただいていると思いますが、議員一番懸念しているのは、道道虻田洞爺湖線の洞爺と洞爺湖温泉をつなぐ道路がああいうような狭隘でカーブミラーの連続のようなところで避難が大丈夫かというようなふうに今聞き取れたところでございますけれども、この道路につきましては、かれこれ30年以上前から、虻田町の時代から、町として北海道のほうへここの道路の改善について申入れをさせていただいております。

その中で、北海道のほうでも、私の記憶でございますけれども、平成5、6年かと思えますけれども、一度概略設計をしていただいていたという報告がございました。それで概略設計の中には崖地と湖畔で狭くて、それをせり出すわけにもいかない、もしくは崖地を削るにも大事だということでトンネルという話も確かにあったというふうには聞いてございます。しかしながら、トンネルを造るとなると、今度環境省のほうではそれもまた駄目だということで、北海道と環境省でいろいろキャッチボールをしていただいたという経緯があったそうです。

そういうことでトンネルもできないということになりますということで、私どもは今やっているのは、町といたしましては、室蘭開発期成会とか、それから北海道との社会資本整備の要望会というのがありまして、その中で担当課長が北海道のほうに「少しでもできる範囲でいいですから道路を改善していただけないか」ということで、用地のあるところは月浦に一部あるように広げていただいたり、もしくはガードケーブルを更新していただいたりということもやっております。

また、3年ほど前だったと思えますけれども、あそこは雨が降ると降水量が60ミリを超えると通行止めになっていたときもあったのですけれども、落石防止の対策を講じて安定化したということで、それを80ミリまで緩くしていただいたというような、いろいろなことは町としてやっておりますことだということでご理解いただければと思いますし、これからもしっかりと交通安全対策につきましては、避難道路問わずしっかりとした道路形態をつくっていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 了解いたしました。この件につきましては、以上で終わります。

最後の質問に入りますが、時間があまりございません。けれども、そんな大きな問題ではございませんので質問させていただきます。

4番目でございます。本年は、異常猛暑、少雨の期間が長く続き、農作物に高温障害が発生しました。今後も異常な気象が予想されます。農作物の適正な栽培管理や防除作業に必要な資源は重要であります。国営事業で整備された農業用貯水池施設の経年劣化が懸念されて

いますが、どのような状況にあるのか、まず一つ目として、国営事業の農業用貯水池の経年劣化についてお伺いさせていただきます。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） 洞爺高台地区にあります、ご質問の農業用貯水施設でございますが、国営かんがい排水事業の大原地区におきまして、昭和62年度から平成8年度に整備されたものでございます。整備後20年以上が経過していることから老朽化が進んでいることに加え、水管理制御設備が耐用年数を超過しております。農業用水の安定供給に支障を来しているとともに、施設の維持管理に多大な経費と労力を要してございました。

このため、施設の機能低下が生じている施設について、機能保全対策を実施して施設の長寿命化及び維持管理に係る負担軽減を図るために、国営かんがい排水事業大原二期地区によりまして施設改修工事を令和2年度から実施しているところでございます。

議員が心配されております農業用貯水施設の状況でございますが、二つの貯水池を有してございまして、中間にありますへきに水漏れが発生しているほか、底盤がビニールシートでございまして、毎年土砂上げ作業時に地下への水漏れ箇所の補修を実施している状況でございます。

このたびの国営事業におきまして、施設全体の水漏れ等の補修や底盤をコンクリートへ変更し、作業用の車両を直接進入できるような進入路の新設など、施設全体の機能維持の向上を図るための工事を計画してございます。このほか、用水の管路入替え工事や用水機場の改修など、令和9年度までの工事期間として実施しているところでございます。

当町の農業経営に必要な不可欠となっております用水需要に対応できるよう、かんがい用水施設の改修を進めて農業経営の安定を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 了解いたしました。

次に移ります。噴火湾の地の利を生かし、前浜ではホタテ養殖事業が盛んに展開されています。ようやく軌道に乗りつつある養殖事業ですが、突然、中国への販路が閉ざされ大変なことになりました。ホタテ水揚げが本格化する時期になり、長期保存は無理でございます。漁協とも連携強化を図りながら地域おこし協力隊員を動員してでも販路を拡大していかなければならないと思いますが、それで二つ目、ホタテ事業の販路拡大についてお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 販路拡大についてのご質問でございます。

まず、水産担当の立場から答弁させていただきますが、中国に代わる新たな輸出先につきましても、町だけの取組では限界がありますことから、国や道と連携し、国外の販路拡大を図るとともに、ALPS処理水の処分については、中国政府に対し安全確保に関する説明の徹底と輸入停止措置の即時撤廃を求め、漁業者、水産関係事業者に対するきめ細かい支援体

制の継続充実を図ることを政府に要望しているところでございます。

また、町といたしましては、漁業者の皆さんや漁協と連携し、現在、貝毒が発生している状況ではありますが、貝毒が明け次第、町民向けの販売の協議を現在進めているところでございます。

また、各種物販イベントに積極的に参加いたしまして、洞爺湖町産ホタテのPRを実施しまして、国内向けの販路拡大に係る取組を現在行っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 了解いたしました。しっかりと取り組んでいただいて、販売促進を図っていただきたいと思っております。

この件につきましては、一応私の質問は项目的には四つほどお願いしておりましたけれども、終わります。

うちでは、少子高齢化で人口減少が進行、税収が先細り、先ほどもどなたかおっしゃっていましたが、2024年問題も絡んで人手不足、異常な気象で地球沸騰と言われる異常高温やゲリラ豪雨、鳥インフルエンザやニワトリの大量殺処分が行われ、庶民の味方の鶏卵が不足し、鶏肉、鶏卵高騰と、その他食料品の値上げラッシュで家計が火の車です。人インフルエンザや鳥インフルエンザがまたはやりだした感がございます。外では昨年2月に軍事大国であり資源大国ロシアが……。

○議長（大西 智君） 大屋議員、質問が終わったのであれば、速やかにこれで終わりということにさせていただければと思います。

○7番（大屋 治君） 分かりました。

以後につきましては、私の独り言でございますので、時間の関係上これで割愛させていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、7番、大屋議員の質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

(午前11時59分)

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

(午後 1時00分)

○議長（大西 智君） 午前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、1番、石川邦子議員の質問を許します。

1番、石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 1番、石川邦子でございます。

通告いたしました2件の案件につきまして、一般質問を行ってまいります。

まず、1件目でございます。認知症施策に関する質問でございます。

認知症の人の数は、2025年に全国で約700万人に達し、65歳以上の5人に1人が認知症になる可能性があると言われています。当町における高齢者人口を伺います。また、認知症患者数は把握されていますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋介護高齢課長。

○介護高齢課長（高橋憲史君） まず初めに、65歳以上の高齢者の人口についてでございますが、令和2年度末現在では3,573人、令和3年度末では3,555人、令和4年度末では3,501人となっております。

次に、認知症の患者数の把握ということでございますけれども、要介護認定を受けておられます方につきましては、主治医意見書の確認の下に認知症の症状が認められます方を対象に把握しておりますが、令和4年度末現在、認知症と思われめます方は243人となっておりまして、令和2年度末では260人、令和3年度末では247人となっております。

なお、認知症の判断を受けておられない方なども考えられますことから、正確な数値の把握までは困難なところとなっておりますけれども、令和4年度末現在、65歳以上の高齢者の人口が3,501人ということございましたことから、認知症と思われめます方の割合は6.9%となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 当町の65歳以上の高齢者人口、ただいま答弁がありましたように年々減少しております。当町の高齢者人口のピークはもう過ぎたのかなと思っております。しかし、当町の人口に対する65歳以上の割合、高齢化率は直近で43%前後と高く推移しております。若い世代の人口が減少していることが原因なのかなと思っております。認知症患者数については、要介護認定の主治医意見書のみの把握ということでございました。正確な数字の把握は困難とのことでございます。

認知症は、若い人を含めて、誰もがなり得る可能性のあるものでございます。現代では、多くの方にとって身近なものとなっております。本年6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が閣議決定され、法案が成立されました。この基本法ですが、認知症になると何も分からなくなるとか、何もできなくなるとするのは誤解や偏見で、周りの人たちの支えによって、認知症になっても自分らしく希望を持って、よりよく生きられる社会にすることが必要だとしております。

基本法の成立を受けて、認知症の正しい理解を広げていく必要がありますが、当町における現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋介護高齢課長。

○介護高齢課長（高橋憲史君） 当町における現状と課題についてでございますが、認知症の発症率は加齢に伴い上昇することから、認知症高齢者の人数は厚生労働省の推計によりますと、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には、65歳以上の高齢者の約20%にまで増加する

見込みとなっております。

認知症の方とそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本人やそのご家族への一層の支援を図るとともに、認知症の方の状態に応じた適切なサービスを提供していくことはもちろんのことではありますが、このたびの認知症基本法の成立を受けまして、認知症の方とそのご家族だけでなく、自治体や地域に住む大勢の方など、それぞれが責務を担い、地域共生社会をつくり上げていく必要があるものと認識しているところでございます。

認知症基本法では、地方公共団体に対し、必要な策を講じるよう規定されておりますことから、当町といたしましても、現在の第8期介護保険事業計画における既存の取組についての検証を行いますとともに、新たな認知症観に基づきます取組につきましても、十分に研究を行った上で次年度からの適応となります第9期の計画に反映することができるよう、地域の実情に即しました実効性のある認知症施策を踏まえた計画の策定に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） では、具体的に当町の認知症施策、どのようなことに取り組んでいるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋介護高齢課長。

○介護高齢課長（高橋憲史君） 当町におきまして、現在、認知症施策の推進のために実施している取組についてでございます。

町では、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する専門的な相談を行いますとともに、地域で認知症の方を支えるサポーター育成等を進めてまいりました。また、認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明らかにするため、認知症ガイドブックを作成、周知をすることで、認知症の早期発見、治療に結びつくよう支援を進めているところでございます。

また、平成31年4月に町の保健師等と認知症疾患医療センターの専門医による認知症初期集中支援事業を開始いたしまして、週1回程度の訪問やチーム員会議を通じまして認知症の人とご家族に寄り添いながら早期診断や適切な治療、サービスを結びつける支援を行っております。

また、認知症を予防する場として、社会福祉協議会に委託いたしまして、民間の教材を活用した脳の健康教室や誰もが集える場としてのサロン、集いへの支援を行っているところでございます。

今後におきましても、認知症に関する理解促進のため、認知症サポーターの育成や認知症に関する普及啓発に努めますとともに、予防、健康づくり、認知症の早期発見と早期対応、介護者の負担軽減の促進、地域支援体制の強化に係る様々な取組を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 現在の取組については、よく分かりました。

国は、9月を認知症月刊、9月21日を「認知症の日」にするとしています。この日に合わせて、ぜひ認知症についての関心と理解を深めてもらうための講演会など、イベントの開催を提案いたします。どうぞご健闘をよろしく願いいたします。

次に、認知症施策の関連でございます。介護職場における人手不足についての質問です。

近年、どこの職場においても人手が足りない状況でございます。医療や介護職場においても人手不足が深刻な状況であり、事業所の規模によって違いはあると思いますが、今後、訪問介護やデイサービスなどの通所介護においても、人手不足により受入れ体制の調整が必要となることも危惧されております。

介護人材の高齢化や少子化による介護を志す働き手の不足などが上げられておりますが、高齢者が安心して介護サービスを受けられる必要があります。町として、このことについてのどのようにお考えなのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋介護高齢課長。

○介護高齢課長（高橋憲史君） ただいま議員のほうからご指摘がございましたとおり、介護業界は離職率が非常に高いといったようなことから、町といたしましても、人材の定着に尽力する必要があるものと認識しているところでございます。

このためには、保険者である町とサービス事業者とが一体となって計画的な介護従事者の育成を行うことができなければ、介護サービス利用者へ提供するサービスの質や量が向上せず、受入れ体制も困難になるものと懸念されるところであります。

若い世代からの介護人材の裾野を広げ、資格を取得しながら適切にキャリアアップしていかれるように介護人材の確保、育成、定着に向けた支援がより一層重要でありますことから、就労促進や早期離職の解消に努めますとともに、介護ロボットやICTの活用事例を周知するなど、業務の効率化を促進してまいりたいと考えております。

こうしたことから、当町といたしましても、必要となる介護人材の確保に向け、国や北海道と連携いたしまして、介護者の処遇改善、新規参入やボランティア等、多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力の向上、職場環境の改善等のための方策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） そうはいつでも、どこも人手不足で、本当になかなか難しい問題だと思います。介護人材の確保に向けて、介護サービスの低下につながらないように、事業所と連携を密にして、町としてもしっかりと取り組んでいかなければならないと思います。

それと同時に、介護予防強化をして、介護の必要のない元気な高齢者を増やしていくことも大変重要なことだと思います。

先ほどの現状の取組の答弁の中で、社会福祉協議会に委託をして、民間の教材を活用した脳のトレーニング、健康教室のお話がありました。私も先日見学に行っていました。公文式の教材を使った脳のトレーニング、そればかりではなくて、チューブなどを使って体を動かしたり、健康体操もしっかり行われておりました。高齢者が楽しんで生き生きと受講されているなど感じたところでございます。

この脳のトレーニング、健康教室のことについての質問をしたいと思います。現在の受講者の状況と脳のトレーニングの認知症の予防効果について、検証は行っているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋介護高齢課長。

○介護高齢課長（高橋憲史君） 脳の健康教室についてでございますけれども、ただいま議員のおっしゃるとおり、事業として社会福祉協議会への委託により実施しているところでございます。

昨年度の実績でございますけれども、前期、後期を通しまして、毎週木曜日に定員8名で、受講者はおおむね定員枠の中で実施してまいりました。また、今年度の実績についてでございますけれども、前期では定員12名、後期からは火曜日と木曜日の週2回の開催に分けて、それぞれ定員8名で実施をしているところでございます。

この事業を通じました検証といったところでございますけれども、ファイブ・コグ検査という65歳以上の方を対象といたしました高齢者の認知機能を評価できる高齢者集団用認知検査を用いまして、各期別に分析、検証しているところでございます。その成果につきましては、個人ごとにばらつきがありますものの、開始時と終了時との比較におきましては、得点上昇者が多く認められております。こういったことから、少なくとも認知症に関する予防効果は上がっているものと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 認知症予防の効果が出ているということは、大変素晴らしいことだと思います。介護予防、認知症予防に効果があるということでございますので、一人でも多くの方に受講していただきたいと思います。

ただ、受講料のことなのですが、自己負担が月に1,500円、これ、ちょっと高くはないですか。物価高騰、いろいろなものが値上がりしております。高齢者が月に1,500円の自己負担、大変だと思います。コロナの影響で外に出ることがなかなかおっくうになっている状況の中で、認知症の機能の低下を防ぐために脳の健康教室に通って頑張ろうとしているわけです。認知症を予防して元気な高齢者を増やすために、本人負担分を支援してあげるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋介護高齢課長。

○介護高齢課長（高橋憲史君） ただいまご指摘のございました、受講料としていただいております1,500円の本人負担分の件でございます。

こちらの本人負担額についてももう少し軽減できないか、あるいは町側の支援ができないかといったところのご質問でございますけれども、本事業におけます負担額につきましては、主にサポーター謝礼や送迎費などに係る費用に限りまして、総事業費の一部として受益者としてご負担を願っているものであります。そのほか、この事業にかかります教材費やサポーター研修費などにつきましては、ご本人負担とは別に、町の介護保険特別会計で負担をさせていただいているところでございます。

こうしたことから、町といたしましても認知症予防施策に資する効果的な取組をしっかりと推進していく必要があるといったところを踏まえまして、この受益者負担額の在り方につきましては、今後しっかりと協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 町長、いかがですか。そのことについて、答弁をお願いします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございましたけれども、課長のほうも答弁ございました。町といたしましても、このたびの国における認知症基本法の制定を踏まえまして、認知症の方とご家族だけではなくて、自治体や地域に住む大勢の方など、それぞれが責務を担い、地域共生社会をつくり上げていく必要があろうかと思っております。住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためにも、認知症の予防対策は大変重要な課題であると改めて認識しているところでございます。

私ごとではございますが、私も母を認知症ということで十数年一緒に同居していた思いもございます。そういった点で、今、議員ご指摘のとおり、介護予防、さらには認知予防に対して、この施策は特に大事なのかなと思っております。こうしたことを踏まえ、脳トレ健康教室の受講料のさらなる支援につきましては、適正な受益者負担、また参加しやすい費用負担の在り方について、議員ご提案の趣旨も踏まえまして、協議してまいりたいと考えております。

また、先ほどありました9月の認知症週間ということでご提示ございました。こういった啓発イベントについては、やはり積極的に行っていくべきかと思っておりますので、これも認知症の予防対策ということでは、担当の原課のほうとすぐに動きをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） ありがとうございます。今後、協議をするということでございます。若干後ろ向きな答弁ありがとうございます。

私、思うのですけれども、元気な高齢者を増やすことによって医療費が削減されます。介護給付費も抑えることができます。介護保険事業計画、3年ごとに介護保険料の見直しが行われます。今回、第9期、介護保険料見直しの時期です。3月会議に介護保険料の条例改正

案が提出されるのかどうか分かりませんが、介護給付費を抑えなければ、介護保険料は上がる一方です。もっと介護予防、認知症予防に力を入れなければならないと思います。

脳のトレーニング、健康教室は、委託事業であっても、町が取り組んでいる介護予防事業の一つです。実際に、お金が続かなくて受講をやめられた方もいると聞いております。お金に余裕がある人も、余裕がない人も、認知症予防に効果がある脳トレーニング、健康教室には平等に受講できる体制をつくるべきだと思います。

次年度からの自己負担の支援をして、一人でも多くの元気な高齢者を増やしていくよう、調整を図っていただきたい、そう思います。金額の問題ではないのかもしれませんが、町が支援をする額としては、人数的に考えてもそれほど大きな額ではございません。次年度からの自己負担の支援をするとはっきりと言っていただきたいところでございますが、先ほどの答弁と変わらないのであれば、答弁は結構でございます。

○議長（大西 智君） 同じです。

石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） しっかりと今後協議をして支援をしていただきたいと思います。

以上で、認知症施策に関する一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 気持ちを切り替えまして、2件目の一般質問でございます。

入江貝塚の駐車場整備についての質問でございます。

まず、関連いたしまして、入江・高砂貝塚館入館者数の質問をさせていただきます。入江・高砂貝塚は、令和3年7月27日にその価値が認められ、関係者の努力もあり、北海道・北東北縄文遺跡群として世界遺産に認定されました。それから2年以上が過ぎまして、ちょっとこの頃関心が薄れてきているのかなと心配しております。今年度の入江・高砂貝塚館の入館者数についてお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） 入江・高砂貝塚館の入館者数についてお答えいたします。

今年度11月末日現在の入館者数は6,475名となっており、昨年度と比較いたしますと1,069名の減となっております。入館者数減の主な要因といたしましては、修学旅行やツアーの件数の減が上げられます。ツアーにつきましては、昨年度は定期観光の実証実験をしていた関係もありまして40件となっておりますが、今年度は一般のツアーのみで13件にとどまり、修学旅行では、前年度24件、今年度は13件となっております。

修学旅行の減につきましては、年度により数にばらつきがあるものと捉えておりますが、勾玉づくり体験を行った学校もあり、こうした縄文体験も含めた受入れを続けていくことで、さらなる来館者の増につなげていければと考えてございます。

また、夏に実施したアンケートの結果では、来館者は道内、道外でおおむね半数ずつとなっております。道内では札幌、道外では関東から訪れる方が多いという結果となっております。

さらに、「TOYAKO縄文ガイドの会」が本年3月26日に発足し、4月から11月まで、

毎週土曜日をガイドの日として来訪者へのガイドを行っていただきました。土曜日以外の日につきましても自主的に活動していただき、アンケートの中には、「ガイドの説明を受けてより理解が深まった」などの声を多くいただいているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） やはり修学旅行やツアーの件数が減っている状況ということでございます。

私もちょっと知り合いの旅行会社の方に聞いたのですが、コロナの状況で、昨年あたりでは、修学旅行は道外に行かないで道内の近場で日程を縮小して済ませるといった傾向があったようでございます。コロナも落ち着いてきている状況の中、本来の修学旅行の目的地である道外に戻りつつあるという状況も聞いております。

10月の機構改革で、ジオパーク・縄文推進係ができて、二つの世界遺産を同時に発信していくということでございました。まだちょっと情報発信が見えておりませんが、しっかりとPRして集客につながるように取り組んでいただきたいと思います。

また、行政報告でございました令和6年度における縄文シティサミットの開催地が洞爺湖町に決定したということでございます。15年ぶりの開催ということでございますが、北海道・北東北縄文遺跡群の構成資産としての入江・高砂貝塚をPRする絶好のチャンスでございます。また、入江貝塚で進めておりました竪穴住居の修復工事が完成し、来春には公開されるとのことでございます。こうしたことから、来訪者も増えると期待するところでございます。

貝塚館と入江貝塚、距離がありますので、車で移動される方もいるようでございます。駐車場についての問合せもあるようでございますが、通学路でありますので、道路脇に駐車することは、子どもたちにとっても危険な状況でございます。一般車両の駐車場の確保が必要ではないかと思っております。入江貝塚の駐車場の整備についてのお考えについて、お伺いいたします。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） 入江・高砂貝塚の基本的な見学ルートといたしましては、世界遺産や遺跡の理解を深めるために、まず貝塚館を見学していただいた後、現地を見学していただくルートを設定しております。しかしながら、天候が悪い場合や小さなお子さんをお連れの場合、また高齢者など、入江貝塚までの往復にちゅうちょされる場合も想定されております。入江貝塚の付近には町有地もございますので、関係課との協議を進め、一般車両の駐車場スペースを確保してまいります。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 町有地に看板を立てて、駐車場として確保していただきたいと思います。どうぞよろしくお伺いいたします。質問は以上でございます。

予定時間が短く終わってしまいました。端的にといいますか、まとめたということで、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、1番、石川邦子議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を午後1時45分といたします。

（午後 1時33分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時45分）

○議長（大西 智君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、4番、五十嵐議員の質問を許します。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 4番、五十嵐でございます。

本12月会議では、3件の質問を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

まず1件目でございますが、町内の児童生徒の教育に係る新たな取組についてということでございます。

10月1日より洞爺湖町では新体制がスタートしております。下道町長の下、新たな気持ちでそれぞれ業務に取り組んでいらっしゃるというふうに思っております。すぐに結果が出るとは思いませんけれども、鋭意努力をしていただいて、いい結果が出るように頑張りたいということをお願いしたいと思います。

と同時に、管理課から教育推進課になったということで、教育に係る課題の解決に向けてどのように取り組まれるのかということで順次質問をさせていただきます。

1点目でございますが、来年に向けての猛暑対策について、設備面で具体的にどんなことを考えられているのかということでございます。議会の冒頭でも総務常任委員会の報告の中で学校訪問させていただいて、その中の質問の一つに暑さ対策についてどう取り組まれたのかと、それから教育長の計らいで急遽スポットクーラーを保健室ともう一つの部屋の2か所ぐらいに設置したということも聞いておりましたので、その効果がどうだったのかということも含めて訪問させていただきました。

ご存じのとおり、伊達市で大変不幸な事案がありました。そんなことも含めて、各自治体では猛暑対策に取り組んだところだと思います。来年の夏に向けて、どういう取組を考えられているのか、まず最初にそれを伺います。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 来年の夏に向けて、現在、教育委員会といたしましては、小中学校のエアコンの設置に関しまして、夏季における児童生徒の熱中症予防対策の緊急処置といたしまして、今年度中に、各小中学校の保健室と多目的教室に1台ずつ設置することを予定しております。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 私どもが学校を回ったときには、スポットクーラーの効果というの
はあまりないようなお話もありました。それと、できるだけ全教室にという要望が強くなり
ました。ただ、この12月会議の一般会計の補正の中にも2台分ぐらいの予定だということは
もう事前に分かっておりましたけれども、やはり子どもたちが安心して学校生活を送れるた
めには、何としても猛暑に対応しなければいけないということで、今の現在では2台分ぐら
いの予定のようでございますけれども、ちなみに、道や文科省等の暑さ対策に対する補助と
か助成というのはないものなのでしょうか。この点、もしあればお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 国のほうで、空調の関係の補助金がございます。学校施設環
境改善交付金というような補助金がございますして、補助率は3分の1というような形での補
助制度があります。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 補助はあるということですが、それは額とかによっていろいろ、分
かりませんが、今回の設置についての補助を受けている形になっているのでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） この補助金が適用される条件といたしまして、1校当たり下
限が400万円以上の工事費という条件がございます。今回、保健室と多目的教室に1台ずつ
設置する補正の合計額は340万円程度だったかと思っておりますので、それからすると補助の基準
に達していないという形で、今回はこの補助が使えなかったというようなこともございます。

また、この補助金を使おうとするとなると、例えば今から手を挙げて令和7年度からと
いうような制度にもなってございますので、そういったことから含めて、今年度は単独一
般財源で補正予算を提案させていただいたというようなところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 子どもの命に関わることでありますから、本当はやりたいのだろうけれど
も、いろいろな意味で財政も含めてなかなかできない。

それぞれ学校を訪れたときに、いろいろな工夫をされて暑さ対策をしていました。もちろ
んクーラーがあれば、余分な対策をしなくて済む部分はありますけれども、当面は、だとし
たら、今の経験した猛暑対策をしっかり取り込んでいただいて、学校にきちっと対策が続け
られるように指導していただきたいと思いますし、一般財源でということですが、今
年ができなければ、また来年にもう1台、もう2台というふうに、少しでも数多くのそれぞ
れの教室に設置ができるように努めていただきたいと思います。

ちなみに、周辺の自治体を見ますと、伊達市は事件があったということもあるのでしょう。

全教室を対象にされて、かなりの予算を計上されていますし、お隣の豊浦町、それから登別市でも、情報によると設置を予定しているようなことでございますが、ただ、豊浦町は、よその町のことをとやかく言うつもりはありませんが、スポットクーラーという予定のようなので、どうかなというの、よその町の心配をする必要はありませんが、ちょっと効果がどうかなというのがありますので、やっぱりエアコンがいいだろうということで、年次計画を立てて、努力をしていただきたいと思います。

次に進みますが、2番目、3番目と質問を進めていきますが、4番目の質問を先にさせていただいたほうが関連で、2番、3番の意味合いがはっきりしてきますので、4番目の質問を先にさせていただきますが、町の教育委員会として、教育行政自らが決定できるものと決定できないものがあるかと思えます。できないものというのは、もう文部省直轄だとか、道の指導とかという部分なので、その辺は詳しくお話しされなくてもいいですが、逆に今、2番、3番の質問の関係もありますので、項目として上げさせていただきますので、その部分について、町教委で決定できるのかどうか、この辺のお話をさせていただきたいと思います。

夏休みの期間の問題、質問していませんが、小中一貫教育の体制への移行、それから前期・後期の学校の2学期制、それから土曜の授業をやる、やらないですね。それから修学旅行の場所、それから日数、この5項目について、まず町教委で独断で決めることが可能なのかどうかということについて、お伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） まず、今の5点の関係でございますけれども、1点目と3点目になるのですが、長期休業期間の日数と、あと学期の区分につきましては、町の学校管理規則で定めてございます。よって、教育委員会の議決によって決定することになります。ただ、長期休業期間、夏休み、冬休み期間の期日の設定につきましては、規則の中における裁量の範囲内で校長が決定できるというような部分もございます。

あと、小中一貫教育につきましては、学校施設の移転が伴わない小中一貫型小学校・中学校の場合につきましては、学校管理規則の改正によるため、教育委員会の議決で導入は可能となりますが、施設の移転を伴う場合や新たな設置形態となる義務教育学校とする際、ここは学校設置条例の改正が必要となりますので、教育委員会で決定することはできないというような形になります。

あと、土曜授業につきましては、当町においては各学校が必要に応じて年に数回実施している状況もありますが、当初の年度計画にあらかじめ組んでおくというような必要もあるのですけれども、この点につきましては、学校管理規則に基づき、学校の判断で実施が可能というような形となっております。

あと、修学旅行の場所や日数につきましては、洞爺湖町立学校修学旅行実施基準というものがございます。小学校であれば1泊2日以内、全行程500キロ程度、中学校であれば3泊4日以内、全行程1,200キロ程度と基準が定められております。この基準内で各学校におい

て日数や場所といったようなものを決め、教育委員会に実施計画書を提出するというような仕組みとなっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） ありがとうございます。分かりました。

比較的、洞爺湖町内での裁量で判断ができるということを受けて、2番、3番の質問に入っていきたいと思います。

まず、2番目ですが、夏休み期間延長について検討されているということでございますけれども、結論が出たのかどうか、伺いたいと思います。これも、夏休みの延長云々というのは、猛暑の関係、エアコン設置だけではなくて、夏休みの暑い期間、休みを増やすことによって対応するという一つの猛暑対策でもあろうかと思っておりますので、連動するかと思っております。

北海道の学校のほとんどが夏短く、冬長いというのでしょうか、私は本州のほうの学校にありましたので、8月末まで夏休みで、冬休みはお正月の気分が抜けないうちに3学期が始まるような状態でありました。ということは、今、北海道の洞爺湖町の小中学校は、夏と冬はほとんど同じぐらいの日数の休みを取っているのではないかと思います。結果がどうかということと同時に、もし分かれば、北海道独特なのかもしれませんが、夏休みが短くて冬休みが長いという、これはどういう背景があってこういう取決めになっているのか、最初の質問と同時に、もし分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） まず1点目の夏休み延長の結論についてといった部分でございます。

現在、本町の小中学校につきましては、洞爺湖町学校管理規則において、夏季休業と冬季休業合わせて50日以内の範囲でそれぞれ日数を変更できるということが定められております。夏季休業の日数を現行より増加させた場合は、冬季休業、冬休みの日数が減少してしまうというようなこととなります。各学校においては、長期休業を含む年間計画を前年度中に作成することから、次年度の気候を予測して長期休業期間の増減を判断することは難しいものと考えておりますが、今後の気候の状況等について、経年変化を確認した上で適切な教育環境となるよう、休業期間の在り方を検討する必要があると認識しております。

このような中、北海道の教育委員会では、道立学校の長期休業期間を令和6年度より年間50日以内から56日以内に拡大することを決定いたしました。当町においても、本年のような暑さが次年度以降も続くことが予想されますので、道立学校と同様に、56日以内とした際の課題等について現在、校長会に検討いただいているところでございます。

教育委員会といたしましては、近隣市町や高等学校の対応も検討に当たっての参考としておりますが、最優先すべきは児童生徒の生命、安全の確保であると考えております。冬休み中に学校との調整を図り、1月中には教育委員会議で学校管理規則の改正を行った上で、新年度から実施していくということを予定しているところでございます。

また、二つ目の夏休みの期間が本州と比較して差がある理由はといったところでございます。本州の夏休みは、一般的に6週間程度、冬休みは2週間程度設定されております。北海道は、夏休み、冬休みともに25日というような形で設定されてございます。この差の理由といたしましては、法的な決まりがあるということではございませんが、北海道ならではの気候に配慮してということもあります。北海道の冬はどうしても雪によって生活が制限されてしまう。吹雪などで休校をせざるを得ない日もあるといったことから、冬休みは一定程度確保する必要はあり、夏休みの期間が本州より短くなってしまふという、地域性を考慮した結果であるというふうに承知しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 北海道独特だというのは、恐らくそういう関係かなとは思ってまいりましたが、温暖化が進んで、そんなに気候的に極端に本州方面と違くないようになってくるのであれば、思い切って、その辺の見直しをするいい機会になるのかなということで、北海道だけなぜかというのは、そういう意味でお伺いをしたところでございます。

それと、50日以内というふうに定められている中で、もともとの休みを、もちろん授業日数を確保するということが大事ですので、それがどこかにちょっとしわ寄せになるかもしれませんが、それは工夫次第で50日を56日に伸ばしたとしても、やりくりがつくということであれば、私は56日に伸ばすべきだなというふうに、今聞いていて思いましたし、単純に夏と冬を同数ということではなくて、冬は少し少なくなっても夏多めにするとか、いろいろなことの要素を取り入れた弾力的な夏休み、冬休みの使い分けといいますか、日数割りをされたらどうかなど。

具体的に何日がいいということは私のほうから申し上げませんが、その辺も考慮した中で、あくまでも子どもが主役ですので、子どもにとってどうかと。考え方を拡大していきますと、冬が長いと暖房費がどうだとか、夏が長くなると父母のお昼の負担が増えるとか何とかいろいろな要素が出てきますけれども、それは子どもではなくて違う人たちの考えであって、主役は子どもだということを基軸として日数を考えるということが非常に大事だと思います。もちろん学校の関係者、管理者、それから保護者の理解の下できちっと来年度に向けて夏休み、冬休みの日数をきちんと確定していただきたいと思います。

次に、これも暑さとはちょっと関係ないかもしれませんが、夏休みと冬休みに関連して、これも思い切って、今3学期制を取っていると思いますが、質問として2学期制について検討されたことがあるのかどうかということと、教育委員会としてどのような考えをお持ちになっているのかという質問でございます。

今は1学期が3か月ほど、2学期が4か月、3学期が2か月と、非常に不揃いな3学期制になっているかと思っております。これを調整するという意味合いもありますし、いろいろな意味で始業式、終業式の数が減ったり、中学校なんかですと定期考査の数が当然減ることになりますので、働き方改革で教師の負担が少なくなることも当然想定されることです。前期後期

という2学期制に、今すぐは無理かもしれませんが、前向きに検討する必要があるのではないかなというふうに思います。

ちなみに、ちょっと古いデータなのですが、平成30年ぐらいでしたでしょうか、もう全国では小中どちらとも2割ほどが前期・後期の2学期制を取っているところがあるということでございますので、率先して教育改革という意味合いでも、2学期制の導入をしっかりと考えてみてはどうかというこの提案でございますが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） まず、1点目の2学期制について検討されたことがあるかといった部分でございますけれども、過去に教育委員会で検討した経過はございませんでした。

教育委員会としては、2学期制の考え方の部分でございますけれども、一般的に2学期制を導入するというところで、議員おっしゃるとおり、始業式や終業式、定期考査や学級の係り決めの回数が減るということで通常の授業実数を確保しやすくなる、総合的な学習の時間など、問題解決型を継続した学習が行いやすい、通知表の作成回数が減ることで教員の子どもと向き合う時間が確保しやすくなるというようなメリットが掲げられておりますが、一方で、中学校の定期考査などは出題範囲が広くなり過ぎて勉強が大変になる、あとは学期の区切りとなる秋休みを設定することが多いですけれども、子どもたちにとって区切りという意識を持ちにくいというような面も持ち合わせております。

教育委員会といたしましては、現在は1学期、2学期、3学期の3学期制を取っておりますが、教員の働き方改革や授業時数の確保から、現在一つの小学校と一つの中学校で通知表の評価期間を2学期、前期と後期にするというような対応を取っており、次年度からは全ての小学校と一つの中学校で通知表の2学期制を導入する予定で検討がされております。

こういったことから、学期の区分は1学期、2学期、3学期の3学期制ではありますが、通知表の作成を前期、後期の2学期制というようなこととすることで、2学期制の特長を生かした教育活動の展開が見込まれます。また、仮に2学期制を導入した場合、秋休みを設けることが一般的となりますので、仮に夏休みも延長し、さらに秋休みという形になると、なかなか授業時数の確保がますます厳しくなるといったようなことも懸念されますので、導入に当たっては、様々な観点から慎重な検討が必要であると認識しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 2学期制のメリットを私申し上げました。確かにデメリットも、今、課長が言われたように、懸念されるのは中学生の進学の関係の評定が1学期の分しか、前期分しか出ていないというようなデメリットもあるでしょうし、さっきおっしゃった秋休み、これは1週間程度ですから、夏休みと冬休みの調整でどうにでもなるとは思いますが、そういう形でいいことばかりではないことも重々承知の上でのやったらどうかという提案だったのですけれども、いずれにしても、それよりも小中一貫のほうで頭がいっぱいなのかもしれませんけれども、それを進めながら、2学期制について、きちっと考え方をまとめていくとい

う作業はしっかり持って行っていただきたいと思いますが、全体を通して、教育長のほうから何かありましたらお話をお願いします。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 大きく3点にわたって、議員からご質問をいただいたと思っております。

まず、来年の猛暑対策についてといったようなところでございます。猛暑対策に係る設備面での対策に関しては、学校は子どもたちが1日の大半を過ごす学びの場でありますことから、熱中症の防止はもとより、安心・安全で快適な教育環境の整備は重要であると考えております。このようなことから、先ほども課長のほうから申し上げましたけれども、まずは緊急措置という形で、本年度中に保健室と多目的教室等に家庭用エアコンを設置することとし、その後、国の補助事業等を活用しながら、計画的、段階的に各教室のエアコンを設置していきたいと、そのように思っているところでございます。

二つ目に、夏休みの延長についてといったようなことでございますが、先ほども申し上げましたが、学校教育において最優先されるべきは子どもたちの命、そして安全の確保だと考えております。このたび、道立学校において、次年度以降の長期休業の総日数が56日以内と改正されたことを踏まえ、現在、校長会と連携しながら検討を重ねているところではございますが、次年度の学校教育計画の作成に影響が及ばないよう、1月中には教育委員会会議で学校管理規則の改正を行った上で、新年度から実施して、子どもたちの命、安全を守っていききたいと考えております。

三つ目につきまして、2学期制についてでございますけれども、これまで当町において検討されて経緯はないということでございますが、もとより2学期制が導入された背景についてちょっとお話しさせていただきますと、実は昭和の時代、土曜日に3時間、4時間の授業が行われておりました。しかしながら、社会の流れに合わせて、公立小中学校においても土曜日の休みが徐々に浸透していき、平成14年度からは完全学校週5日制というのが導入されました。それに伴って、授業時数の大幅な減少や学校行事の縮小などの課題も生じたことから、平成15年、国の中央教育審議会というところにおきまして、2月期制が提唱され、導入が進んできたところでございます。

昨年度実施されました国において実施した調査でございますが、公立小中学校等の教育課程の編成・実施状況調査というものがございます。この結果の中では、全国において2学期制を導入している公立小学校は全体の22.3%、公立中学校は20.4%となっているところでございます。導入に当たっては、先ほども答弁させていただいたのですが、やはりメリットや課題等を十分に踏まえるとともに、子どもたちの豊かな学び、そして保護者から信頼される学校づくりを進めるという観点から、慎重に検討していくことが大切ではないかなと考えているところでございます。

議員からご指摘のありました点を踏まえて、十分にまた教育委員会の中で検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） それでは、2番目の質問に移ってまいります。

当町の景観条例の適正な運用についてでございます。

私どもの町は、有珠山、洞爺湖、噴火湾を有していると同時に、ジオパーク、縄文遺跡という世界遺産にも認定され、持っているところであります。また、支笏洞爺国立公園の一角を担っていて、自然を生かした産業があると同時に、世界に誇る観光地でもあるという認識を持っているわけではありますが、そういうことの中で、令和3年に当町に景観条例が制定されたわけでありまして。ということで、その運用について、しっかり守られれば、それにこしたことはないのですが、不測の事態等が発生したときへの対応等も含めて、順次伺ってまいりたいと思います。

まず、景観条例を、精神的なことになるかもしれませんが、制定した目的、それから基本的な理念について、最初にお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 篠原建設課長。

○建設課長（篠原哲也君） 令和3年4月1日に施行された洞爺湖町景観条例でございますが、第1条の目的として、「景観法の施行に関し、必要な事項を定めることにより、町民、事業者及び行政が協働して誇りと愛着の持てる洞爺湖町の景観を守り、創り、次世代に継承することを目的とする」と定めてございます。

また、洞爺湖町景観計画では、「洞爺湖町の景観の将来像として、洞爺湖町は観光資源にもなっている洞爺湖の眺め、町民の暮らしの中にある内浦湾の眺め、この二つの水面の眺めが大きな景観特性になっています。また、洞爺湖有珠山ジオパークの指定を受けている有珠山などの自然が作り出してきた大地の物語が目の前に広がります。さらには、入江・高砂貝塚にみられるように人の営みの歴史があり、そこには、内浦湾や有珠山といった今と変わらない景観があったと想像することができます。こうした景観が洞爺湖町の観光資源であり、町民の誇りとなっています。ゆえに、洞爺湖町の景観計画では、こうした景観を大切にしていきたい」と定めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 今、篠原課長がおっしゃったように、景観は何も自然の湖ばかりではなくて、歴史等の景観、農村地帯の景観、いろいろな意味で景観があって、要するに景観条例という適応の部分というのは、これは全町が景観条例の対象になっているわけでありまして。特に、注意をしたい、注目をしたい、要するに自然と開発とのバランスを取りたいという地域に対しては基本的な区域という景観区域を定めて、そこに特出した基準を設けているというのがこの条例というか、具体策は景観計画でうたわれているのですが、そういうふうを示されているわけでありまして。

基本的には、自然景観をしっかり将来に脈々と守って伝えていくと同時に、しっかり自然と調和した適切な開発については受入れして、産業や経済の発展も同時に行っていく。一見、

相反しそうなことではありますが、両方の歩み寄りといったらいいのでしょうか、相互理解の中でお互いにうまく調和して、まちづくりをしていくというのが基本になるのだろうかと思っています。

そこで、私どもの町は、景観条例で基準を定めておりますが、国が管轄する国立公園のエリアの一角も担っているわけで、自然公園法という縛りというか規制、これは規制になると思いますが、あるわけがございますが、そんなに変わらないのかもしれないけれども、もしご説明いただけるのであれば、自然公園法と私どもの持っている景観条例の上位法の自然公園法の基本的な違い、それから公園法の適用範囲というのは図に表示されていますので、湖畔の道道の周辺と、あとは月浦の地域と洞爺湖温泉の地域が国立公園に指定されていると思うのですが、公園法と条例の基本的な違いについて、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（大西 智君） 篠原建設課長。

○建設課長（篠原哲也君） 自然公園法と洞爺湖町景観条例の基本的な違いでございます。

自然公園法につきましては、国が定める法律であり、洞爺湖管理計画区における自然公園法の行為許可申請に対する審査基準がございます。景観条例につきましては、洞爺湖町が定める条例であり、景観づくりのためのルール、制限として景観法に基づく届出対象行為と景観形成基準を設定して、届出勧告を基本とする緩やかな規制誘導でございます。

適用される範囲についてでございます。自然公園法による国立公園特別地域につきましては、洞爺湖町行政区域の一部を洞爺湖管理計画区として洞爺湖温泉地区、月浦地区、洞爺地区の一部が国立公園特別地域に指定されてございます。

洞爺湖町景観区域では、洞爺湖町行政区域全域を一般区域として設定し、その中で景観形成重点区域として五つの景観形成重点区域が設定されてございます。

適用される基準についてでございます。建築物や工作物の高さ制限に関する基準につきましては、自然公園法による通常の基準が適応される区域と洞爺湖町景観計画の一般区域及び洞爺湖湖岸形成重点区域は同等でございます。しかし、洞爺湖温泉の市街地及び月浦の一部の基準緩和地域につきましては、建築物や工作物の高さ制限等の一部制限を緩和した基準緩和地域が設定されてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 二つといったら変ですけども、国の管轄の中にありながらも、私どもは地域の大切な自然を、景観条例を定めることによって、いろいろな町民なり事業者の人たちの理解を得ながら、自然景観を守っていくというのが本来の建前であろうと思います。

今伺ったのは、その中にあっても、しっかり基準を示さなければ、開発事業者にとっても不鮮明な形でなかなか事業展開できないということもあるでしょうから、一定の基準を示すことが、景観計画、条例の中に示されていると理解しています。

改めて3年ぐらい前の条例制定でありましたけれども、読み直してみたら、かなり細

かいところまでしっかり基準が制定されているのだなということが改めて思いましたし、たしか、専門家とかコンサルの方にも協力してもらったと思いますが、1年近く制定するのに時間をかけて検討された経緯があったと思いますけれども、このようにしっかりこういった条例化されて、先ほど申し上げましたように、自然と事業開発がうまくマッチングするためにある条例だということを再認識させられたわけでございます。

そこで、あつてはならないのですが、仮にこういう条例を制定してある町であるけれども、たまたまそういう条例の基準ですけれども、基準に合致しない案件が出たりした場合に、あくまでも私たちは1年をかけて条例制定に時間をかけ、先ほど申し上げたように、調和ある開発をしてもらうために条例をつくった経緯もありますので、条例はつくった以上はしっかり遵守してほしいというのが当たり前といいますか、当然のことだろうと思います。

そういうことから、不測の事態というのはあまり考えたくないのですが、条例を制定した私どもの町にとって、条例を遵守してもらうという取組が必要なだろうと思います。不測の事態といいますか、そういう案件が発生したときにどう取り組んでいくのか、そのための準備はきちっとできているのかどうか、このことについてお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 篠原建設課長。

○建設課長（篠原哲也君） 景観計画区域における行為の届出についてでございます。

景観計画区域については、行政区域全域である一般計画区域と五つの景観形成重点区域が設定されてございます。区域ごとに建築物や工作物の新築や改築に関わる高さや面積などの届出対象行為や位置、配置、規模などの景観形成基準が設定されてございます。

この基準及び制限を超える行為をしようとする方についての対応でございますが、重点区域における規模の大きな事業については、良好な景観形成のため、必要があると認めたときは、事前協議の中で相手方に対し景観計画の制限や基準内での行為となるよう、町から助言及び指導を行う場合がございます。

仮に、それでも相手方から制限や基準を超える行為での届出が提出され、町が必要と認めた場合は、洞爺湖町景観条例第18条に定める洞爺湖町景観審議会を開催し、意見を聞いた上で相手方に対し、勧告や変更命令の手続を行う場合がございますが、罰則等が特に設けられているわけではありません。

町としましては、まずは相手方との事前協議の中で事業を進める上では、町民との融和や景観への配慮を十分に考慮することが重要であること、また、町民として景観については、こういう形でまちづくりを進めていきたいという旨を相手方にお伝えして、協力を促してまいりたいと考えてございます。

景観計画区域における行為の届出に対応する体制についてでございます。

まず初めに、建設課の担当職員が景観計画区域の行為に関わる事前協議や行為の届出について常に助言及び指導を行う体制としてございます。また、町が必要と認めた場合は、速やかに洞爺湖町景観審議会を開催することが求められますことから、早急に景観審議会を開催できる体制を常に構築するよう努めてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 旧洞爺村でも、景観条例の設定をしようという話があったときに、先ほどから何回も申し上げて恐縮ですが、ある程度の開発が見込まれなければ、村の発展がないだろうという危惧があって、条例制定には至らなかった経緯が実はございます。それを乗り越えて洞爺湖町では条例制定をしたわけでありますが、実はお願い事といたら失礼ですが、罰則規定もございませんし、形成の基準であるということ。ただ、これを例えば開発するよと考えている事業者の方が、緩い規則だという形で甘く考えていただいても困るわけで、やはりその辺はきちっとした対応をすべきだろうと。お互い、別にこの町として開発されることを拒んでいるのではなく、私どもが取り決めさせていただいた範囲の中できちっと開発をしていただくということがお互いのためになるのだということをしかり理解してもらえらる努力が必要だろうということで、できれば、基準にのっとった形で提案されれば、それにこしたことはないのですが、仮にそうなったときにやむを得ない理由があれば云々という話がありました。審議会の役割も大事になってくると思いますが、できたら、そういう役割がなくスムーズにいけばいいなと思っていますけれども、万が一ということで、そういうことになったときにはしかりと対応していただきたいと思います。

いろいろな企業がこの地域で活躍をしていただいて、税収であったり、雇用であったり、いろいろな意味での経済的な効果も期待されるわけでありますが、条例をないがしろにされた中で私たち町民としては受け入れられないだろうというのが基本だと思います。

質問としては以上ですが、最後に町長のほうで、この景観の運用といいますか、しかり私たちはこの地域を守っていくのだと。その代わり基準に合えば、しかり受入れをするのだというお気持ちをお伝えいただけますか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、五十嵐議員のほうからございました景観条例の件でございます。運用等のことでございますが、そもそも洞爺湖町というのは、噴火湾もあって、洞爺湖もあって、有珠山もあるといった景観の中でございます。そして、さらに最近の入江・高砂貝塚という形で考えていきますと、歴史と文化資源、さらに観光資源という中で、自然の美しさですとか、リゾート地としての魅力、アウトドアアクティビティの可能性、また文化的な魅力ということで、さらにはリフレッシュとしての癒しの場ということがございます。

そういった面の自然と観光の両方を楽しめる魅力的な場所と考えている中で、一方で、先ほどからご質問の趣旨にありますような、景観条例の適正な運用についてでございます。これは、景観条例には風景保護、地域の魅力維持、また文化的なアイデンティティ、歴史的な建造物や伝統的な景観を保持するといった利点もございますし、一方で、先ほど来お話がありましたように、開発の制限によって旧洞爺村のときもそういった形で周知をしていったということがあろうかと思えます。

本町におきましては、このたびR2のときですか、3のときですね、私も議員のときに賛

成をさせていただきましたが、地域発展が阻害される可能性もあると考えながらも、やはりそれぞれ違う視点があることは想定する中で、そこは調整して合意形成していくという形でございます。

この景観条例の中で、特に洞爺湖町景観審議会という大きな審議会がございます。その中で意見を聞いた上で、相手方に対して勧告や変更命令の手続を行うと。罰則規定はございませんけれども、こここのところで勧告とか変更命令を行うという、これは非常に重いものだとアクションだと思っております。

そういった点で、合意形成の中で開発行為者、そしてまた地域住民、議会、行政、おののが景観条例の理解を深めて、決して景観保護を軽視することではなく、景観と地域の発展を両立させてコンセンサスを求めていくという形で取り組んでまいりたいと思いますし、この景観条例は必ずしもざる法ではなく、しっかりとした形のものであると思いますので、これはまさしく運用次第であり、今日、議会も含め地域、利害者等と積極的に審議会等も利用していきながら、ある面では言外の強制力も含めながら進めてまいりことが大事だと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） それでは、3番目の質問に入ります。

有珠山の噴火警戒レベル運用の変更に対する対応についてということでございます。

1977年の噴火、そして23年後の2000年の噴火、20年から30年に噴火すると言われております。今年が2000年の噴火から23年目というところでありまして、いつだとかと取り沙汰されている毎日でありますけれども、噴火なんかはないほうがいいのでありまして、そろそろだなんて言っても本当が来ないほうがいいわけで、しかしながら、いざというときに、そういう可能性のある山を抱えているということでございますので、準備をしておく必要があるだろうということで、この質問をさせていただくわけでございます。

噴火レベルの判定基準が改定され、エネルギーの放出率を指標とするようになったというふうに、これは報道での記事なのですけれども、11月ぐらいから運用されているようでございますが、このこともしっかり踏まえて準備をしておくということなのだと思いますけれども、まず、噴火レベルが改定されたことによって、エネルギー放出率を指標とするとなったわけでございますけれども、専門的なのでなかなか中身がよく分からないのですが、担当課長のほうでその辺ちょっと説明できる範囲で結構ですけれども、お分かりになったらちょっと説明をいただきたいということと、何が変わるのか、どういういいことがあるのかということについての説明をいただきたいと思っております。

気象庁が発表したわけですけれども、全国49の火山の中で、このエネルギー放出率で基準のレベルというのですか、それを変えるのは有珠山の1件だけなのだそうございまして、試験的みたいなどころもあるかもしれませんし、この山が前兆を教えてくれる山だということでこれを使っているのかもしれませんが、今言った2点について、ご説明をいただ

きたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、まず、エネルギー放出率を指標とするとされている具体的な内容についてでございますけれども、気象庁では、火山防災のための監視、観測体制を円滑に進める上で必要な火山につきまして噴火警戒レベルの判定に用いる基準を設けて運用してございますけれども、先ほど議員のほうからもございましたけれども、11月6日に有珠山の噴火警戒レベルの判定基準の一部の改定が行われてございます。このたびの噴火警戒レベルの判定基準の改定につきましては、気象庁におけます運用の客観化、それから低量化を図り、活動期への移行より早く的確に捉えることとしてございます。

具体的な内容になりますけれども、一つ目としましては地震波エネルギー放出率、二つ目につきましては地震マグニチュード、3点目につきましては地殻変動観測、これらを指標に加えるという内容になってございます。

ご質問いただいておりますエネルギーの放出率についてでございますけれども、1977年と2000年の噴火事例に加えて、2015年と2021年に発生した地震増加事例の分析結果を基に、地震のエネルギー放出率が一定の数値を超え、継続して高まっていた場合には、避難レベルを引き上げる際の指標として活用するという内容になります。

これまで積み重ねてきた膨大な観測情報を分析しまして、噴火の前兆として捉える指標ができたものと考えてございまして、それぞれの指標が一定の数値を超え、またこれまでの判断指標とも合わせまして、噴火警戒レベルの運用が行われることになると思います。

それと、期待される効果という内容でございますけれども、これにつきましては、噴火警戒の確かな度合いが上がることで、よりの確な噴火警戒レベルの運用が可能となりまして、関係機関との連携を図りまして、これらの火山活動の認識を共有しまして、噴火に備えることができるものと考えてございます。

以上になります。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） より精度を高く観測体制を強化するということでもあります。それは、ひいていえば、レベルをしっかりと引き上げることによって生命を守るため、レベルが4とか5になったら避難という段階になるかと思いますが、早めの避難をすることによって、命を守るということにつながっていくのだろうということに対しては、そのとおりだろうなと思います。

情報といいますか、ニュースの中身によりますと、このエネルギー放出基準でレベルを改定した場合、2000年の噴火に新基準を、だから平成12年ですか2000年ですから、その新基準に当てはめますと、あとでレベル4とレベル5の説明も次の質問でお願いしたいと思いますのですが、レベル4への指定が9時間、レベル5は最大16時間、引上げが可能になると。それだけ早く避難指示が可能になるという指標なのだそうで、これが期待できることなのかなと思っ

ているところでもございます。

ないにこしたことはありませんが、いきなり逃げろと言われても、なかなか準備ができないわけで、ある程度、これが結果的に起きないにしても、来なくてよかったなという感じで捉えられますので、できるだけ早く避難体制が取れるということは、やはり命を守る意味で大切なことなのだろうと思います。

次の2番目の質問ですが、改定されることによって、危険な居住地からの避難指示に基づいて避難されるわけでありますけれども、行き先だとか避難の仕方とかというのは、恐らくこの指標が変わったからといって変わるわけでないと思いますけれども、確認の意味でお伺いしますが、指標が変わって早めに避難の連絡が行くことになろうかと思えます。仮にそうなったときには。そうなったときに、避難に対しての変わることがないのかどうかということと、喜んでいるという意味ではありませんが、指標が変わったことを何らかの形で町民の皆様にお伝えすることが必要なのではないかなと思ひまして、周知する必要がないのかということも質問に入れさせていただいています。

警戒レベル4だと高齢者の方々の方がもう避難に入るのだと、それから5はもう噴火、ないしは噴火が切迫している状況ですので、一定地域の方については全員避難という形になるのだろうと思いますけれども、その辺のレベル4と5の違いも含めて、答弁をしていただければと思います。

それと、仮に周知するのであれば、いきなりぼんと言っても、エネルギー放出量なんて言われてもかえって混乱するかもしれませんので、例えば避難訓練のときだとか、防災の日とかに合わせてこの辺の説明をして、いい面もこういう形で早まりますよというようなこともお知らせするのもいいのかなと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、レベルの関係でございますけれども、噴火が切迫している状況におきまして、レベル5につきましては避難という形になりますけれども、要は、体に感じる地震が多発する。要は1時間当たり10回以上ということでこれまで基準を定めてございますけれども、これに加えて、今回地震活動の急激な活発化ということで、先ほどの指標を加えて、より迅速に避難するための改定がまず行われてございます。

令和元年度にレベルの引上げの運用が変わってございまして、今回の地震活動の急激な活発化という文言も加わってございますけれども、令和元年度におきまして、引上げのときにはレベル2、要は火口周辺規制の部分から、レベル4の高齢者等の避難ということで、入山規制を用いないで運用ということで、令和元年度が変わってございます。

今回これらのことを踏まえまして、先ほど議員のほうからもございました住民の周知の関係でございますけれども、議員のほうからもご指摘ございましたけれども、避難訓練の際ももちろんそうなのですけれども、重複になりますけれども、これまでよりも噴火警戒レベルの判断が数値化されたということで、住民が避難を開始するタイミングが当然早まることも

期待できるという内容になってございますので、町の広報誌、それから今後予定されます防災コラムという記事もございますので、それらの中でお知らせをして、住民周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） これで私の質問は終わりますが、町長のほうから何かあれば。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございました新しい指標、加わったということで、従来だと、例えば体感だとか、数値化していない形の指標が出ていまして、11月6日にNHKのほうで発表になったのですが、その週に有珠山噴火勉強会ということで、宇井先生のとときに、ちょうど私もそのときにお話を聞いたところでございます。

特に1977年と2000年の噴火事例に加えて、先ほど課長から答弁ありましたが、2015年と2021年、ちょうど議会あったときに前職の真屋町長がいろいろコメントあったと思いますけれども、あそこは最後までいかないで、途中で終わってしまったところがあって、そういった事例を今回知見的に科学的に判断していこうということでございます。

そういった点で、今、例えば壮瞥町の首長とか私も、毎日、実は気象庁の有珠山の地震回数というのを、これはネットで皆さんでも誰でも見られるのですけれども、これで回数を確認しながら、その時期の状況を見ているという状況で、特にこの指標を加えることによって、課長からありましたが、やはり客観的な形での判断ができるということになっております。

必ずしも喫緊に動いてきているという話ではなくて、たまたまデータの集積ができて、それを今回活用していこうということでございますので、警戒は当然ですけれども、差し迫った云々ということの視点とは別な形での、今回、科学的なアカデミアの人たちの動きというふうに捉えていただいて結構かと思えます。

いずれにしても、先ほど午前中、7番議員からありましたし、やはり津波と噴火という形で考えていきますと、防災・減災についてのハザードマップにしても、こういった形の噴火のマニュアル等も常に更新しながら、また、今回、地域防災ということで、新しく室も設けて専門的な形で進めさせていただいているので、より町民の皆様に安心・安全な形の方に向けて努力をしてまいりますので、議員各位のご協力もよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） これで、4番、五十嵐議員の質問を終わります。

ここで、休憩いたします。再開を午後3時といたします。

（午後 2時45分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 3時00分）

○議長（大西 智君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、8番、大久保議員の質問を許します。

8番、大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 8番、大久保富士子でございます。

通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。

このたびの質問は、1点目は洞爺湖町の学校づくりについて、2点目はこれから冬を迎えるに当たり、住民が一番の心配事であります除雪対策についての2点をテーマに、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日本経済は、長く苦しいコロナ禍を乗り越え、本格的な経済再生に向け、歩みを始めようとしております。一方、長期に及ぶ物価高騰は、家計や事業活動に深刻な負担を与えており、今こそ税込増などの成長の成果を適切に還元し、国民生活を下支えするとともに、持続的な賃上げの取組を加速させ、経済の好循環をつくり上げていくことが重要であると言われております。

洞爺湖町におきましては、外国人観光客が戻り、温泉街は賑わいつつありますが、その一方で、人手不足によるタクシー問題で飲食店事業者や運送業などが深刻な影響を受けております。

このたび政府は、物価高騰から国民の生活を守り、経済の着実な回復を図り、重点支援地方交付金の予算を追加いたしました。当町におきましても、交付金を効果的に活用し、地域の実情に合わせ、迅速にきめ細やかな支援策を進めることを期待するところでございます。

そして、人口減少、少子高齢化が社会全体の課題であり、より一層コロナ禍で一気に少子化が進む中、今年念頭に、岸田総理は「異次元の消費者対策を実現する」と会見で述べたことを皆様は記憶に残っていると思います。そんな中、社会全体で子育て支援をする仕組みが必要不可欠であると言われております。

そこで、国の未来の希望であります子どもたちの大事な学び舎である学校について、地域の皆様と考えたいとの思いで質問をさせていただきます。

未来の宝であります子どもたちが、元気で楽しく学ぶことができる学校は、地域で一番安全・安心な場所と思っております。そして、学力、能力の向上も確かに必要であります。

そこで、洞爺湖町の学校づくりについての質問でございます。

道教育委員会では、小学校と中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を行うことは、義務教育の目的や目標に掲げている資質や能力、態度などを補う上で意義があるという考えに基づき、国の動向及び本道の現状を踏まえ、小中一貫教育に関する基本的な考え方を示しております。

先ほど教育長の行政報告で紹介がありました、洞爺湖町の学校づくりを考える集い「9年間を通じた小中一貫教育の導入に向けて」の教育講演会が11月に2回開催されました。目的は、洞爺湖町における義務教育9年間のさらなる充実を図るため、小中一貫教育の導入を目指しています。

そこで、9年間の小中一貫教育についてお伺いいたします。

当町における義務教育9年間のさらなる充実を図るため、小中一貫教育の導入を目指しているとのことでありますが、9年間の小中一貫教育に対し、町の認識をお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 小中一貫教育の認識でございますけれども、小中一貫教育は、小学校と中学校の9年間を連続的、弾力的に運用する教育制度で、カリキュラム区分の弾力化と学校種間の連携・接続が可能となります。これにより、9年間の教育課程を一貫して編成することが可能となることや、小中学校教員の共存により意識改革や小中学校文化の融合などが図られること、また、乗入れ授業による専門的指導による学力向上や教員の働き方改革の効果も見込まれます。

また、小中一貫教育は小学校と中学校だけでなく、地域との協働も重要になってきます。児童生徒だけの学校ではなく、地域の学校として、学校と保護者・地域が相互に連携・協力しながら一体となって子どもたちの成長を支え、見守っていく仕組みが構築できるなど、これからの社会に適応した学校教育として、とても意義のある制度であると認識しております。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） ありがとうございます。

学力向上や働き方改革の効果も見込まれるとのことご答弁で、また、保護者、地域が一体で子どもたちの成長を支え、見守って、これからの社会に適応した学校教育の在り方のお話がありますね。

そこで、小中一貫教育の導入に向け、保護者の方々に必要性やどのような効果があるか、また地域がどのように関わっていくのかなどに対し、町としての考えをお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 小中一貫教育の導入には保護者の理解も必要ですが、地域の方々がどのように学校と関わっていくのかということも非常に重要であると思います。地域の人材が学校で児童生徒と触れ合うことで多種多様な感覚や価値観を肌で感じとれ、大きな成長につながっていくと思います。

そのためには、先月2回ほど小中一貫教育に関する教育講演会を開催いたしましたが、さらに多くの町民の皆様が小中一貫教育について、この町で導入した際にどう関わっていくのかを考えていただくことが大切であると思っております。

今後も同様の講演会や小中一貫教育に関するリーフレットなどを作成、配布するなどして、積極的な情報提供を行い、町民の機運を高めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 地域の関わりが重要で必要であるとのことですが、大変な課題であると思います。正直、町において地域の皆様の関わりは困難かと思われまます。町民の機

運を高めるには、住民の方々を巻き込むそれなりの運動と我が町で子どもたちを育む意識改革が必要かと思えます。そこを具体的に町で取り組むべきことと思うところでございます。

今回の教育講演会では、貴重なお話を聞かせていただき、学ぶことができました。小中一貫教育の理解を深めるためには、地域の方々に参加していただく工夫も必要かと思えます。

そこで、教育講演会に参加できない方に「小中一貫教育に関するアンケート」を実施しておりますが、アンケートの回答内容についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） アンケート結果の内容につきましては、11月末現在の段階でございますけれども、洞爺湖町で小中一貫教育を導入するということにつきまして、「おおむね賛成」と答えられた方が60.8%、「不安が解消されれば、おおむね賛成」が31.4%であり、9割以上が導入に向け、おおむね賛成の意向を示したというような結果となっております。

なお、アンケートは、12月末まで調査期間となっておりますので、申し添えいたします。以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） アンケートによりますと、今のところ9割以上の方が小中一貫教育の導入に賛成の意向とのことであります。導入に前向きのようにあります。

そこで、近い将来、9年間の小中一貫教育の導入に向け、当町として予定があればお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） まず、アンケートの最終結果を踏まえた上で、早急に小中一貫教育の方向性を示してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 保護者、地域の理解の下、迅速な対応を期待するところでございます。そして、未来の宝であります子どもたちが、元気で楽しく学ぶことができる学校は地域で一番安全・安心な場所であることが最優先であり、また、学校は災害において住民が避難する避難所対応になる施設でもあります。

そこで、児童生徒の安全のために、学校施設の整備が課題であると思えますが、学校施設の整備の改善についてお伺いいたします。先ほどの4番議員と同じような質問もありますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

気象庁は、今年の夏は最も暑かったとの統計をまとめました。特に気温が高かったのは北海道と東北で、8月平均気温が観測史上1位を記録いたしました。記録的な暑さで、先ほどもお話がありましたように、道内では夏休みの延長を検討しているようであります。洞爺湖町におきましても、31度を超える暑さにスポットクーラーなどの対応を行ったとのことで

あります。

そこで、今後の異常気象による暑さ対策と児童生徒が安全・安心で学べる町内全校の全教室へのクーラー設置に向けた町の対応についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 小中学校のエアコンの設置につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、今年度はまず緊急的な措置といたしまして、保健室と多目的教室に設置するというようなことを予定しております。全教室へのクーラーの設置に向けましては、学校からも要望が上がっておりますので、児童生徒の安心・安全な教育活動の展開のため、国の補助事業や起債などを活用し、計画的に各教室にエアコンを設置していくこととしてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 先ほどから同じような答弁、一部設置とのご回答であります。児童生徒の命に関わる重要な問題であります。学校からも要望があると聞いております。全教室への設置の考えがあるか、もう一度お伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 学校からの要望の部分も踏まえまして、教育委員会といたしましても、今年度補正予算で対応したエアコン設置で終わりにするというふうには考えてございません。児童生徒の安心・安全な教育活動の展開のため、国の補助事業や起債などを活用し、計画的に各教室にエアコンを設置していくということとしてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 財源確保のことを考え、計画的な設置との答弁のように思いますが、それでは、各教室にエアコンをいつ頃から設置を進めるかをお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 設置の時期につきましては、国の補助事業を活用すると、早くても令和7年度以降というような形になります。ただ、エアコン機器の不足や工事業者の繁忙期など、その辺も考慮する必要があるとは思いますが、計画的に設置してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 私から、対応が遅過ぎるとご指摘させていただきます。

先ほどから「計画的に設置する」との回答ですが、熱中症対策は、伊達市で事故もありましたとおり、子どもたちの命に関わる大事な問題であります。財源確保が現実課題であり、計画的に設置との答弁をしているように感じます。

そこで、町内全教室のエアコン設置の費用はどの程度かかるか、お聞きいたします。

○議長（大西 智君） 渋川教育長、総括して、今のところも含めて。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） それでは、エアコンの部分について、答弁をさせていただきたいと思えます。

先ほど来、課長のほうから申し述べさせていただいていますが、やはり夏場の暑さ対策に関しては、子どもたちが一日の大半を過ごす学校でございますので、熱中症の予防は、防止はもとより安心・安全で快適な教育環境の整備というのは重要だと認識しております。

このようなことから、今年度は、まずはということで保健室ともう1室ということで年度内に、年度を明けてしまいますと恐らく物がなくなってきたりですとか、工事業者もいろいろ忙しくなってくるというようなこともございますので、まずは年度内に二つの教室だけはしっかりと設置してまいりたいと考えております。

その後につきまして、国の補助事業等を活用しながらやっていきたいと感じているのですが、すけれども、町内小中学校の各教室、職員室などに設置した際の工事費につきましては、最終的に現地調査を含めた設計を行わなければ、詳細な金額については積算できませんけれども、近隣市町の状況では、三つの小学校の46教室にルームエアコン、いわゆる家庭用のエアコンを設置した際、設計やキュービクルの更新等を含めて、約1億4,000万円程度と伺っているところです。当町の小中学校の各教室に設置すると、大体同じく46台となりますので、そこから推察すると、同程度の金額で設置できるのではと推測しているところでございます。

また、先ほど夏休みの延長のときにもお話させていただきましたけれども、夏場の暑い時期については夏休みを延長するなどして、子どもたちの健康、また命を守っていきたいと思っておりますし、場合によっては、それから外れた時期に暑いといったようなことが起きたときには、緊急的に臨時休業といったような措置も含めて、子供たちの安全を確保していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 1億4,000万円ほどの財源ということで理解をさせていただきました。でも、安全を確保していくということで、財政難の洞爺湖町においては、エアコンの設置は大変な事業だと思います。町長に有利な財源確保の奮闘に知恵を絞っていただき、皆さんの知恵を結集して、速急にエアコンをつけていただくような取組をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問でございます。

国の公立小中学校のトイレにある洋式便器の割合は、9月1日時点で68%だったことが文部科学省の調査で分かりました。前回2020年調査から11%も増えたということで、和式からの交換が進んでおり、文科省担当者は避難所にもなる学校で和式は使いづらいとの声があり、多くの自治体が取組んだと評価しております。

最初の2016年度に洋式便器の割合は43%で和式のほうが多かったが、2020年度に洋式57%となり、今回も増加傾向が続き、北海道では71%だったそうです。学校のトイレ研究会によると、家庭や様々な施設の便器が洋式なのに、子どもが長く過ごす学校に和式が設置していると、排せつを我慢するといった悪影響が出ると指摘されています。そして「低学年の児童には和式便器のトイレを使用することが困難です」と保護者から指摘があり、学校のトイレを洋式化に改善していただきたいとのご要望であります。

そこで、当町の状況と今後の対応について、お伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 当町の小中学校の洋式化の状況でございますが、小学校で63%、中学校47%、学校全体で58%と、北海道平均を下回っているというような状況でございます。今後の対応といたしましては、これまでも修繕の際に洋式化のほうに努めてまいりましたが、一日の多くの時間を過ごす学校でありますので、計画的にトイレの洋式化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 洞爺湖町は58%で、道内平均を下回っていることが分かりました。伊達市では、全校が洋式トイレで、壮瞥町も全校が洋式トイレを設置しております。学校整備には、確かにお金がかかることであります。エアコンの設置も含め、子どもの命に関わる学校の安全は最低限度の生活の保障であり、そして行政が果たすべき役割であります。

洞爺湖町は、子育て支援は充実しております。さらに学校施設整備も子育て支援同様に前進すべきと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） ただいま議員のほうからございました、洋式・和式等、またクーラーのほうも、議会におきましては集中議論をさせていただいているところでございます。洋式和式についても、議員ご指摘のとおり、子育て支援ということの中で、そこからさらにつながっていく中で、特に小学校の場合も、本庁舎にも洋式もありますし和式もありますけれども、なかなか全部を洋式に替えていくというのは、個々によっては和式が好きだと、和式でないと駄目だという大人の方はいらっしゃいますけれども、児童生徒に関しては、他の市町もそういった動きをしているということを確認しておりますので、そこら辺のところは財源等調整しながら、教育委員会とも連携を取りながら前に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 子どもたちが安全に学ぶために、前向きな取組を大いに期待しております。

それでは、次の質問に移ります。

これから冬を迎えるに当たり、町民の方の一番の心配事は除雪対策であります。4月の選挙中では、たくさんの除雪に対する相談をお伺いいたしました。特にお聞きした高齢者の方のご要望は、駐車場の除雪・排雪と歩道の排雪の対策でありました。

今年、気象庁の3か月予報によりますと、気温が高く、平年より暖かいとの予報が発表されましたが、予想しない異常気象により、大雪が降る可能性もあるとされています。

思い返すと、昨年2月の大雪は記憶に新しいところでございます。あのときは2日間で1メートル近く降り積もったことにより、町の中も大変な状況でした。その中で、役場の職員や除雪委託業者の皆さんは24時間体制で除雪していたと後で聞き、大変なご苦勞をされたと思っております。

そこで、予報では予想しない異常気象により大雪が降る可能性もあるとされており、今年度も大雪となった場合に道路の除雪が追いつかず作業の遅れが予想されますが、町としてどのような対応を考えているかお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 町としては、令和4年2月に降りました災害級の大雪を踏まえまして、町の除排雪業務の受託業者以外への協力体制として、建設協会を通して要請することとしており、対応可能な業者が支援していただけることとなっております。

しかし、対応可能な業者の方々の中には、町内全域に降雪があることから、それぞれ公共の道路や民間駐車場など、他の除雪を請け負っている業者もございますので、本来業務が終了した後の支援となることから、それ相応の除雪日数が必要になってまいりますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 建設協会の支援は、大変よいことだと思います。町内業者の方々の協力を得ながら、住民の安全な交通の確保に努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

昨年大雪の際に、近所の方と思いますが、小型除雪機や小さいショベルカーを用意して地域の排雪を行っているところを見受けました。これを見て思ったのですが、大雪のときには、事業者や自治会、住民などのボランティアによる協力体制があれば有効ではないかと思いますが、重機を持っている住民の方に作業のときの保険に加入していただいたりとか、作業に使った燃料費を助成するなどの協力体制があれば有効ではないかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 事業所や自治会、住民などの除雪ボランティアの関係でございませうけれども、昨年のような大雪の場合は町内全域での大量の降雪となることから、地域住民やボランティアの方々が行う一般住宅の除雪とは違いまして、歩道や道路形状、地形を把握していない状況下での除雪は大変危険を伴う作業でございますので、安全を保障できな

いことから、町としては実施することは考えてございません。

しかし、ご近所で小型除雪機やミニショベルなどの機械を保有している方がおり、善意による除雪などは妨げるものではございませんので、余力があるときは近隣住民の方々への共助として手助けをしていただきたいと思います。と思っています。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 分かりました。なかなか安全を確保することは難しいことと思います。確かに安全第一であります。地域の皆様の日々共助の心で互いに助け合い協力体制ができれば幸いです。そのような対応をしていかなければいけないと思うところがございます。

それでは、最後の質問は、河川沿いの排雪についてであります。

住民の方より、河川沿いに多くの雪が排雪されていると伺い、確認したところ、河川側の一部の方々だと思えますが、河川に排雪しているところが散見されます。国や北海道では、河川への排雪は確かに禁止されていると聞いたことがあります。町では河川への排雪に独自のルールなどの取決めを行っているか、お伺いいたします。

○議長（大西 智君） 篠原建設課長。

○建設課長（篠原哲也君） 河川への排雪について、洞爺湖町独自で定めているルールはないのですが、町としては「河川へ雪を排雪することはしないでください」と、町のホームページや広報等をお願いしているところがございます。

理由といたしましては、河川に雪を排雪することにより、河川の流水を阻害する懸念があることとございます。河川法第29条の河川の流水等について、河川管理上、支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限に該当すると考えてございます。加えて、河川に雪が堆積した場合、河川と気づかずに転落する事故や子どもたちが遊び場などにして事故が発生することも防止しなければならないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 洞爺湖町では、独自で定めているルールはないとのことですが、答弁の中にありましたように、河川と気づかずに転落する事故や子どもたちが遊び場などにして事故が発生することも考えられることなので、町民の冬の安全確保の上で、これからも町民への啓発に努めていただきたいと思います。

これからも、異常気象により突然の大雪はかなり想定されます。町として除排雪に対して独自のきめ細やかなルールづくりも必要かと思うところがございます。

それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、8番、大久保議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時32分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員